

# 店頭デリバティブ取引説明書 (DMM CFD-Index)

(金融商品取引法第37条の3の規定による契約締結前交付書面)

株式会社DMM.com証券  
関東財務局長（金商）第1629号

---

《お問い合わせ先》 カスタマーサポート  
フリーダイヤル：0120-961-522  
E-mail：support-dmm@sec.dmm.com

店頭デリバティブ取引（以下、DMM CFD-Index 取引といいます。を行われるに当たっては、本説明書を十分にお読み頂き、その内容をご理解頂いたうえで、取引口座開設をお申込み頂きますようお願い申し上げます。

DMM CFD-Index 取引は、取引対象である銘柄の価格の変動により損失が生じることがあり、元本が保証された取引ではありません。また、多額の利益が得られることもある反面、多額の損失を被る危険を伴う取引です。従いまして、取引を開始する場合又は継続して行う場合には、本説明書のみでなく、取引の仕組みやリスクについて十分にご確認頂き、自己の資力、取引経験及び投資目的に照らして適切であると判断する場合にのみ、自己の責任においてお取引をして頂きますようお願い申し上げます。

本説明書は、金融商品取引業者が金融商品取引法第 37 条の 3 の規定に基づきお客様に交付する書面で、同法第 2 条第 22 項に規定する DMM CFD-Index 取引について説明します。

## DMM CFD-Index取引のリスク等重要事項について

DMM CFD-Index取引は、その取引の仕組みやリスクが取引所において行われる取引所取引とは異なるため、その取引にあたっては本説明書および約款等を十分に読み、それら内容をご理解頂き、かつ承諾頂く必要がございます。

1. DMM CFD-Index取引は、取引対象である銘柄の価格の変動により損失が生ずることがあります。取引金額がその取引についてお客様が預託すべき証拠金の額に比して大きいため、その損失の額が証拠金の額を上回る可能性があります。
2. 相場状況の急変等により、ビッド価格とアスク価格のスプレッド幅が広がったり、意図した取引ができない可能性があります。
3. 取引システム又は金融商品取引業者及び顧客を結ぶ通信回線等が正常に作動しないことにより、注文の発注、執行、確認、取消しなどが行えない可能性があります。
4. 口座管理費及び取引手数料は、無料です。但し、ロスカット（強制決済注文）は1Lotあたり50円の手数料を徴収いたします。
5. お客様が注文執行後に当該注文に係る契約を解除すること（クーリングオフ）はできません。
6. 当社は、お客様の相手方となって取引を成立させます。（相対取引）お客様との取引から生じるリスクの減少を目的とし、カバー取引を次の業者と行っています。  
CMC Markets Japan株式会社 金融商品取引業：日本国金融庁  
IGマーケッツ証券株式会社 金融商品取引業：日本国金融庁  
ODL JAPAN 株式会社 金融商品取引業：日本国金融庁
7. お客様からお預かりした証拠金は、日証金信託銀行株式会社に金銭信託により、当社の自己の資金とは区分して管理を行っています。
8. 当社のDMM CFD-Index取引に係る税制および関連法規の変更等により、現状より不利な条件での取引となる可能性があります。

## DMM CFD-Index取引のリスクについて

DMM CFD-Index取引には様々なリスクが存在します。お客様はお取引を開始される前に本取引に伴うリスクについて十分にご理解して頂く必要がございます。下記の内容をお読みになり、リスクについて理解、納得された上で口座開設の手続きを行って頂き、自己の判断と責任において行うことが肝要となります。お客様ご自身がCFD（店頭デリバティブ）取引を開始されることが適切であるかどうかについて十分ご検討して頂きますようお願いいたします。

なお、下記のリスクは、DMM CFD-Index取引の典型的なリスクを示したもので、すべてのリスクを示すものではありません。

### ○価格変動リスク

マーケットでは、常に価格が変動しております。価格の変動は各国の経済、社会情勢等により変動します。また、取引時間中の変動、前日の終値と当日の始値が乖離する場合、各メンテナンスの開始前と終了後の価格が乖離している場合があります。価格の変動がお客様の予想と一致しなかった場合には、差損が発生します。また、その損失はお客様が当社に預託した金額以上になる場合があります。

### ○流動性リスク

主要国での祝日や、マーケットクローズ間際・週明けのマーケットオープンにおける取引は、当社の通常の営業時間帯であっても、マーケットの状況によっては、価格の提示が困難になる場合もあります。また、天変地異、戦争、政変、為替管理政策の変更、ストライキ等の特殊な状況下で特定の銘柄のお取引が困難又は不可能となるおそれもあります。こうした状況下では、お取引が一定期間、不可能となる可能性があります。参照市場の流動性が低下した場合、意図した取引ができない可能性があり、その損失はお客様が当社に預託した金額以上になる場合があります。

### ○金利変動リスク

金利は、各国の景気や政策などの様々な要因による金利情勢を反映した市場金利の変化に応じて日々変化します。そのため、その時々金利水準によって受取又は支払いの金額が変動し、場合によっては受け払いの方向が逆転する可能性もあります。

また、これに伴い追加の資金が必要になったり、ロスカットラインが近くなる可能性もあります。

### ○レバレッジ効果によるリスク

本取引は、レバレッジ効果（てこの作用）により比較的少額の証拠金を差し入れることで、証拠金の何倍もの大きな元本金額のDMM CFD-Index取引が可能となっています。このため、少額の証拠金により

わずかな価格の変動で大きな利益を得ることが可能ですが、反対に、証拠金を超える大きな損失を被る可能性もあります。

#### ○スリッページリスク

成行注文又は逆指値注文では、価格の変動により取引画面の提示価格よりもお客様に不利な価格で取引が成立することがあります。特に大きな数量の注文の場合、当社のカバー取引の実現性により、不利な価格で成立する可能性が高くなるとともに取引自体が不成立となる可能性があります。お客様が設定されたスリッページの許容範囲においては提示価格以外で約定する可能性があります。

#### ○オンライン取引に関するリスク

オンライン取引の場合、注文の受付に人手を介さないため、お客様が売買注文の入力を誤った場合、意図した注文が成立しない、或は意図しない注文が成立する可能性があります。また、当社又はお客様の通信機器、通信回線、システム機器等の故障・障害等により、一時的または一定期間に亘って取引ができない可能性、或はお客様の注文が遅延する可能性があります。

オンライン取引は、電子認証に用いられるユーザーネーム・パスワード等の情報が、窃盗・盗難により洩れた場合、その情報を第三者が悪用することでお客様に何らかの損失が発生する可能性があります。

#### ○マージンカットにおけるリスク

毎営業日ごとの証拠金維持率判定時刻において、証拠金維持率が100%を下回った場合には、お客様の発注済み未約定新規注文及び出金予約は全て取消処理をします。出金予約をされている場合には、その出金予約を取消します。振込人名義相違、クイック入金エラー、銀行休業日等により入金期限までに入金当社で確認できない場合には、当社がお客様に事前に通知することなく、お客様の計算において、当社所定の方法で、当該ポジションを反対売買により強制決済（マージンカット）します。入金期限日の終値と翌営業日の始値が乖離する場合・その他理由がある場合には、大きく乖離して約定することがあり、その損失はお客様が当社に預託した金額以上になる可能性があります。なお、発生した不足金額はお客様が当社へ速やかに入金するものとします。DMM CFD-Index、DMM CFD-Commodity 取引の区分ごとにそれぞれ個別の管理となり、損益は合算されません。マージンカットルールもそれぞれ個別に計算され執行されます。

#### ○ロスカットにおけるリスク

当社のDMM CFD-Index取引では、証拠金維持率が50%を下回った段階で保有している全ての建玉を自動的に決済するロスカットルールを設けておりますが、相場の状況・前日の終値と当日の始値が乖離する場合・各メンテナンスの開始前と終了後の価格が乖離している場合・その他理由がある場合には、大きく乖離して約定することがあり、その損失はお客様が当社に預託した金額以上になる可能性があります。なお、発生した不足金額はお客様が当社へ速やかに入金するものとします。また、DMM

CFD-Index取引、DMM CFD-Commodity 取引の区分ごとにそれぞれ個別の管理となり、損益等は合算されません。ロスカットルールもそれぞれ個別に計算され執行されます。システム障害等の原因により、予定された通りにロスカット取引の手続きが行われなかった場合、想定以上の損失が発生し、又は預かった証拠金以上の損失が発生するおそれがあり、また、その場合の原因が当社の責に帰すことができない事由については、免責とすることがあります。

○法令規則等の変更にもなうリスク

当社のDMM CFD-Index取引に係る税制および関連法規の変更等により、現状より不利な条件での取引となる可能性があります。

## DMM CFD-Index取引の仕組みについて

当社によるDMM CFD-Index取引は、金融商品取引法その他の関係法令及び日本証券業協会の規則を遵守して行います。

本取引は、お客様が所定の証拠金を当社に事前に預け入れることにより、銘柄の売買取引を行うDMM CFD-Index取引であり、当該売買の目的となっている銘柄の新規の売りもしくは買い、これらに対する決済の売りもしくは買いによる差金の授受によって決済する取引です。本取引にはこの決済による売買損益の他に金利と配当等を加味したスワップポイント（価格調整額を含む、以下同じ。）による損益が発生します。

### 口座開設について

口座開設のお申し込みは、当社所定の方法にて受付しております。お問い合わせ等はカスタマーサポート（0120-961-522）もしくは、メール（support-dmm@sec.dmm.com）でお受け致します。DMM CFD-Index取引はリスクが大きく、大きな損失を被る可能性があります。当社ではDMM CFD-Index取引口座を開設して頂く場合には、原則として次の要件を満たして頂くことが必要となります。

1. DMM CFD-Index取引の特徴、仕組み及びリスク、取引条件等について、約款及び本説明書を熟読しご理解頂き承諾及び同意して頂くこと。
2. DMM CFD-Commodity取引の特徴、仕組み及びリスク、取引条件等について、約款及び本説明書を熟読しご理解頂き承諾及び同意して頂くこと。
3. DMM CFD-Index取引並びにDMM CFD-Commodity取引両方の口座開設に同意して頂くこと
4. 当社が定める基準を満たしていること。当社の基準の主なものは以下のとおりです。  
（個人のお客様の場合）
  - ご自身の判断と責任によりDMM CFD-Index取引を行うことができること。
  - 日本国内に居住する満20歳以上75歳未満の行為能力を有する個人であること。
  - ご自身の電子メールアドレスをお持ちであること。
  - 当社からの電子メール又は、電話で常時連絡をとることができること。
  - 本取引に係るリスク・商品の性格・内容を十分理解していること。
  - ご自身でインターネットを通して取引・確認・管理が行えること。
  - 契約締結前交付書面、約款、取引残高報告書、証拠金の受領に係る書面その他金融商品取引法上交付すべき書面を電磁的方法により提供することを、書面又は電磁的方法よりご承諾頂けること。

- 振込先預金口座は、国内に存する金融機関を指定すること。
- 反社会的勢力について以下の点を誓約すること。
  - ・現在、且つ将来にわたっても暴力団員・暴力団準構成員・総会屋・社会運動標榜ゴロ等の反社会的勢力に該当しないこと。
  - ・現在、且つ将来にわたって、反社会的勢力の企業の役職員ではないこと。
  - ・自らまたは第三者を利用して、暴力的な行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動をし又は暴力を用いる行為、風説を流布し偽計を用い又は威力を用いて当社の信用を毀損し又は当社の業務を妨害する行為等を行わないこと。
  - ・マネーロンダリング等の公序良俗に反する取引、その他不法又は不正の疑いのある取引に利用するために取引を行わないこと。
  - ・上記に関して虚偽の申告をし、若しくはいずれかに該当する行為をしたと当社が判断した場合には、取引が停止され、または通知により口座が解約されても異議申立てをしないこと。また、これにより損害が生じた場合でも、全て自分の責任とすること。
- その他当社が定める基準を満たしていること。

※「反社会的勢力」には、法令その他の事情を鑑み、当社が反社会的勢力と認めたものを含む。

※当社における審査の結果、お客様の本取引口座開設を承諾しなかった場合、その審査及び理由について、いかなる場合においても開示しないものとします。

(法人のお客様の場合)

- 日本国内で本店もしくは支店が登記されている法人であること。
- 商業登記上の本店もしくは支店にて郵便物の受け取りが可能なこと。
- 取引担当者の判断と責任によりDMM CFD-Index取引を行うことができること。
- 当社からの電子メール又は電話で常時連絡をとることができること。
- 法人の電子メールアドレスをお持ちであること。
- 契約締結前交付書面、約款、取引残高報告書、証拠金の受領に係る書面その他金融商品取引法上交付すべき書面を電磁的方法により提供することを、書面又は電磁的方法よりご承諾頂けること。
- 反社会的勢力について以下の点を誓約すること。
  - ・現在、且つ将来にわたっても、役職員が暴力団員・暴力団準構成員・総会屋・社会運動標榜ゴロ等の反社会的勢力に該当しないこと。
  - ・自らまたは第三者を利用して、暴力的な行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動をし又は暴力を用いる行為、風説を流布し偽計を用い又は威力を用いて当社の信用を毀損し又は当社の業務を妨害する行為等を行わないこと。
  - ・マネーロンダリング等の公序良俗に反する取引、その他不法又は不正の疑いのある取引に利用するために取引を行わないこと。

・本号に関して虚偽の申告をし、若しくはいずれかに該当する行為をしたと当社が判断した場合には、取引が停止され、または通知により口座が解約されても異議申立てをしないこと。また、これにより損害が生じた場合でも、全て自分の責任とすること。

※「反社会的勢力」には、法令その他の事情を鑑み、当社が反社会的勢力と認めたものを含む。

- 振込先預金口座は、国内に存する金融機関を指定すること。
- 取引および取引に付随する行為について権限を有する個人（以下「取引担当者」）を選任すること、並びに取引担当者は、当社が定める基準を満たしていること。

当社の定める「取引担当者」の基準の主なもの以下のようになっております。

<取引担当者基準>

- ・取引担当者は1口座につき1名。
- ・取引担当者と法人代表者は同一でも可能。
- ・法人代表者に代わり当社との取引について、責任及び権限があること。
- ・日本国内に居住する満20歳以上75歳未満の行為能力を有する個人であること。
- ・口座名義人である法人に籍があること。
- ・反社会的勢力について以下の点を誓約すること。
- ・現在、且つ将来にわたっても暴力団員・暴力団準構成員・総会屋・社会運動標榜ゴロ等の反社会的勢力に該当しないこと。
- ・現在、且つ将来にわたって、反社会的勢力の企業の役職員ではないこと。  
自らまたは第三者を利用して、暴力的な行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動をし又は暴力を用いる行為、風説を流布し偽計を用い又は威力を用いて当社の信用を毀損し又は当社の業務を妨害する行為等を行わないこと。
- ・マネーロンダリング等の公序良俗に反する取引、その他不法又は不正の疑いのある取引に利用するために取引を行わないこと。

上記に関して虚偽の申告をし、若しくはいずれかに該当する行為をしたと当社が判断した場合には、取引が停止され、または通知により口座が解約されても異議申立てをしないこと。また、これにより損害が生じた場合でも、全て自分の責任とすること。

※「反社会的勢力」には、法令その他の事情を鑑み、当社が反社会的勢力と認めたものを含む。

- ・その他当社が定める基準を満たしていること。

※当社における審査の結果、お客様の本取引口座開設を承諾しなかった場合、その審査及び理由について、いかなる場合においても開示しないものとします。

5. 口座開設審査において、お客様ご本人の確認をする目的で、下記の書類をご提出していただくことを要します。

個人のお客様の場合（下記書類のいずれか一点）

- (1) 各種健康保険証（裏面に住所の記載がある場合は裏面も必要となります）
- (2) 運転免許証（変更があれば裏面も必要となります）

- (3) パスポート（顔写真のページ、住所のページがそれぞれ必要となります）
- (4) 住民基本台帳カード（変更があれば裏面も必要となります）
- (5) 外国人登録証（必ず両面コピーが必要です）
- (6) 外国人登録原票記載事項証明書
- (7) 住民票の写し（コピーのことではありません）
- (8) 印鑑証明書
- (9) その他、官公庁から発行され、又は発給された書類その他これに類するもので、お客様のご本人確認が可能であるもの。

※（1）－（5）は有効期限内又は現在有効なものをコピーしてご用意ください

※（6）－（8）は作成・発行日から3ヶ月以内の原本をご用意ください。

法人のお客様の場合（下記書類のすべて）

- (1) 登記簿謄本又は履歴事項全部証明書

※ 発行日から3ヶ月以内の原本（コピー不可）

- (2) 代表者の本人確認書類（前号個人のお客様の場合と同様）
- (3) 取引担当者の本人確認書類（前号個人のお客様の場合と同様）

## お取引について

当社が取り扱うDMM CFD-Index取引の取引方法は以下のとおりです。

### 1. 取引の対象

DMM CFD-Index取引で取扱う銘柄は以下のとおりです。

- JPN225/JPY
- USDJ30/USD
- NDQ100/USD
- SPX500/USD

### 2. 取引単位

JPN225/JPYは10単位（1Lot）とします。

USDJ30/USDは0.1単位（1Lot）とします。

NDQ100/USDは1単位（1Lot）とします。

SPX500/USDは1単位（1Lot）とします。

一度の最大発注数量（上限）は全銘柄200Lotまでとします。同一価格に対する最大注文数量は200 Lotまでとします。但しマージンカット及びロスカットは除きます。

※時間成行注文における同一時刻に対する注文も含まれます。

### 3. 呼び値の単位

呼び値の最小変動幅は、

JPN225/JPYは1単位あたり0.1円（1Lotあたり1円に相当）とします。

USDJ30/USDは1単位あたり0.1ポイント（1Lotあたり0.01米ドルに相当）になります。

NDQ100/USD, SPX500/USDは1単位あたり0.1ポイント（1Lotあたり0.10米ドルに相当）になります。

### 4. 取引価格

当社が各銘柄にアスク価格とビッド価格を同時に提示し、お客様はアスク価格で買い付け、ビッド価格で売り付けることができます。当社は、お客様に提示するアスク価格及びビッド価格をカバー先の提示する価格により銘柄及び市場の状況に応じて決定します。アスク価格とビッド価格には価格差（スプレッド）があり、通常時アスク価格はビッド価格よりもスプレッド分、高くなっています。

### 5. 決済（手仕舞い）

決済（手仕舞い）は決済取引（転売又は買戻し）により、お客様が保有する建玉（以下、建玉は「ポジション」と同意です。）の反対売買をすることにより実行します。決済による損益は全て円貨とし、外国通貨で発生する損益については、決済時点の為替価格により円換算します。

## 6. ロールオーバー（決済日の繰延）

銘柄の転売又は買戻しによる決済を行わない場合は、建玉を毎営業日自動的にロールオーバーして翌営業日に繰り越します。ロールオーバーによる繰り越しは、11「取引時間」に記載の「メンテナンス時間」に実施されます。

## 7. スワップポイント

「スワップポイント」とは、ロールオーバーした場合、ロール金額（終値×数量）に金利と配当利回り、リースレート等を調整した金利を乗じて算出され日々発生します。

- ・ 買いの場合、 $\text{ロール金額} \times \text{金利} (\text{配当利回り} - \text{短期金利} - \text{コスト金利}) \times \text{日数} \div 360$
- ・ 売りの場合、 $\text{ロール金額} \times \text{金利} (\text{短期金利} - \text{コスト金利} - \text{配当利回り}) \times \text{日数} \div 360$

コスト金利は、調達コストで利率は当社が定めるものとします。

## 8. マージンカットルール

毎営業日マーケットクローズ後メンテナンス中の証拠金維持率判定において、証拠金維持率が100%を下回った場合、追加証拠金が発生します。お客様は追加証拠金発生日のマーケットクローズ後のメンテナンス開始前までに、以下のいずれかの方法で追加証拠金の差し入れ等で追加証拠金額を0円とする必要があります。

(1) 追加証拠金額以上のご入金をすること。(FX口座からの振替入金 DMMCFD-Commodity からの振替入金も含まれます。)

(2) 未決済ポジションの全部を決済すること。

(3) 未決済ポジションの一部決済、または、未決済ポジションの一部決済と追加証拠金額の一部入金により追加証拠金額を0円とすること。

追加証拠金発生日のマーケットクローズ後のメンテナンス開始前までに、追加証拠金額が0円とならない場合には、追加証拠金発生日の翌営業日の各銘柄のマーケットオープン後に、当社がお客様に事前に通知することなく、お客様の計算において、当社所定の方法で、当該ポジションを反対売買により強制決済（マージンカット）します。詳しくは「14. 証拠金」の「(7) 追加証拠金の取扱い」をご参照下さい。ただし、相場が急激に変動した場合には、マージンカットがあっても、証拠金の額を上回る損失が生じる可能性があります。DMM CFD-Index 取引、DMM CFD-Commodity 取引の区分ごとにそれぞれ個別の管理となり、損益等は合算されません。マージンカットルールもそれぞれ個別に計算されます。

※追加証拠金額は、取引画面でご確認いただけます。

※相場変動等により証拠金維持率が100%以上に回復したとしても追加証拠金額は0円にはなりません。

## 9. ロスカットルール

お客様の損失が当社所定の水準に達した場合、お客様の建玉を強制的に決済することがあります。（「ロスカットルール」といいます。詳しくは「14. 証拠金」の「(8) ロスカットの取扱い」をご参照下さい。）ただし、相場が急激に変動した場合には、ロスカットルールがあっても、証拠金の額を上回る損失が生じる可能性があります。

当社は次の各号に定める事項にお客様のポジションが該当した際には、ロスカットルールを発動し、お客様に通知することなく、当社所定の方法において当該ポジションを反対売買し、決済します。

- (1) 証拠金維持率が50%を下回った場合。
- (2) 証拠金維持率とはお客様が保有するポジションに係る取引証拠金に対する純資産の比率であり以下の算式によって求めたものとします。

$$\text{証拠金維持率} = \text{純資産額} \div \text{ポジション必要証拠金} \times 100$$

※純資産については「14. 証拠金」の「(9) 用語の説明」をご参照下さい。

DMM CFD-Index取引、DMM CFD-Commodity 取引の区分ごとにそれぞれ個別の管理となり、損益等は合算されません。ロスカットルールもそれぞれ個別に計算され執行されます。

## 10. 決済日（受渡日）

決済取引を行った場合の決済日（受渡日）は原則として、当該転売又は買戻しを行った日の翌々営業日とします。又、当該翌々営業日が該当市場の休業日にあたる場合には、該当市場の翌営業日とします。

## 11. 取引時間

取引時間及びメンテナンス時間（取引／約定不可）につきましては、当社ホームページを（<http://fx.dmm.com/>）をご覧ください。

※メンテナンス中は価格配信を停止しており、注文は約定いたしません。指値・逆指値等の注文予約は可能です。入出金の操作はできません。

※取引時間外は価格配信を停止しており、注文は約定いたしません。指値・逆指値の注文予約とクイック入金は通常通り行えます。

※土曜一月曜のシステムメンテナンス中以外の時間帯はDMM CFD-Index取引画面にログイン、指値・逆指値等の注文ならびにクイック入金は可能ですが、約定はいたしません。

※ 市場が休場となる日（元旦、クリスマス等）又は実質的に取引市場が休止となる日、又は、システム障害時、その他当社が取引できないとした時間には取引・注文ができませんのであらかじめご了承ください。

※ 突発的なシステム障害以外の取引ができない日、又は取引時間が変更になる場合は、原則として事前に当社ホームページ上に掲載いたします。

## 1 2. 注文の種類

注文の種類は以下のとおりです。詳細は2 4ページのDMM CFD-Index取引に関する主要な用語をご覧ください。

- 成行 ● 指値 ● 逆指値 (ストップ注文) ● IFD (イフダン)
- OCO (オーシーオー) ● IFO (IFD+OCO) ● トレール ● 時間成行

※ トレール注文は、モバイルからは行えません。

※ 成行注文又は逆指値注文は、取引画面の提示価格よりもお客様に不利な価格で約定することがあります。

※ 指値注文は注文された価格で約定されます。前日の終値と当日の始値が乖離する場合にも注文価格で取引が成立いたします。相場の状況によっては成行注文より不利な価格で約定します。

※ 逆指値注文は指定価格での約定を保証するものではありません。相場の状況によってはお客様が意図しない損失を被る可能性がございます。

※ 指値注文及び逆指値注文は、当社提示レートが指定レートに達した場合に執行されますが、注文の組み合わせ等により、約定されない可能性がございます。

## 1 3. 取引方法について

当社が提供するDMM CFD-Index取引はインターネットを通じ、各種端末にて行われます。従って、お客様は本

取引を利用するにあたり、お客様の責任で以下に掲げる使用機器及び回線に関する推奨環境を準備する必要があります。また、当社の用意するサーバー上にある取引システム（以下「本取引システム」という。）を利用して行われることを原則とし、本取引システムの改変及び本取引システム以外の使用を禁止いたします。

Windows	XP, Vista (XP以上を推奨)
Macintosh	OS10
CPU	インテル® Pentium® II 450MHzまたは同等以上のプロセッサ PowerPC® G3 500MHz以上のプロセッサ インテルCore™ Duo 1.33GHz以上のプロセッサ 最新のプロセッサ (800MHz以上)
メモリ	512MB以上 (1GB程度のメモリを推奨)
ブラウザ	IE7.0以上 ・Firefox2以上・Safari3以上
モニタ解像度	1280×960
その他ソフトウェア	Adobe (Macromedia) Flash Player 8.0以上 Adobe Reader 6.0以上 JAVA 1.5以上
インターネット回線	ブロードバンド回線以上

モバイル	docomo (90i, 700i以降)・au (W2x以降) Softbank (2G以降) ※最新機種については対応できない場合がございます。
------	---

#### 1 4. 証拠金

##### (1) 証拠金の差入れ

DMM CFD-Index取引の注文をするときは、(2)の証拠金必要額を、当社に差入れて頂きます。ただし、初回入金金は5万円以上となります。

##### (2) 証拠金必要額

証拠金必要額は注文時により変動いたします。

レバレッジは10倍(約10%)となります。よってJPN225/JPY (@10,000.0) 10倍1Lotを保有するのに必要な証拠金は10,000円となります。

##### (3) 不足金額の差入れ

マージンカットルールやロスカットルールがあっても、証拠金の額を上回る損失が生じることがあります。その場合、当該不足金額は現金で受渡日(発生日から起算して2営業日目)の正午までに当社に差入れてください。

なお、当社の定める期日までに不足金額の差入れがなされない場合には、年率14.6%の割合による遅延損害金を申し受けます。

##### (4) 現金の引出し

証拠金預託額のうち、現金部分は、証拠金預託額が当初証拠金額を下回らない範囲で、引き出すことができます。出金は円貨のみの取扱となります。全額出金を除く出金のご依頼につきましては、2,000円以上とさせていただきます。

##### (5) 評価損益及びスワップポイントの取扱い

当社が行う値洗いにより発生する評価損益及び建玉のロールオーバーに伴い発生するスワップポイントは、証拠金預託額に現金部分として加算又は減算されます。

##### (6) 有価証券による充当

有価証券による充当はできません。

##### (7) 追加証拠金の取扱い

毎営業日のマーケットクローズ後メンテナンス中の証拠金維持率判定において、証拠金維持率が100%を下回った場合、追加証拠金が発生します。追加証拠金が発生した場合は、当社は次の各号に定める事項を、お客様に通知することなく、当社所定の方法においてできるものとします。

- (1) 新規取引の停止
- (2) 出金予約及び振替出金の停止
- (3) 全ての発注済みの未約定新規注文の取消
- (4) 出金予約済みの場合は、出金予約の取消

(出金予約の取消で、追加証拠金額が0円になった場合は追加証拠金のご入金はありません)。

追加証拠金が発生した場合は、お客様は以下の期日までに、以下のいずれかの方法で追加証拠金額を0円とする必要があります。

- (1) 追加証拠金額以上のご入金をすること。(FX口座からの振替入金、またはDMMCFD-Commodityからの振替入金も含まれます。)
- (2) 未決済ポジションの全部を決済すること。
- (3) 未決済ポジションの一部決済、または、未決済ポジションの一部決済と追加証拠金額の一部入金により追加証拠金額を0円とすること。

※追加証拠金額は、お取引画面でご確認いただけます。

※相場変動等により証拠金維持率が100%以上に回復したとしてもマージンカットの対象外とはなりません。

追加証拠金発生日のマーケットクローズ後のメンテナンス開始前までに、追加証拠金額が0円とならない場合には、追加証拠金発生日の翌営業日の各銘柄のマーケットオープン後に、当社がお客様に事前に通知することなく、お客様の計算において、当社所定の方法で、当該ポジションを反対売買により強制決済(マージンカット)します。

ポジション持越日	追加証拠金発生日	入金(決済) 期限日 (夏時間/冬時間)	マージンカット実行日
月曜日	火曜日	水曜日 5:50/6:50	水曜日
火曜日	水曜日	木曜日 5:50/6:50	木曜日
水曜日	木曜日	金曜日 5:50/6:50	金曜日
木曜日	金曜日	土曜日 4:50/5:50 (注1)	月曜日
金曜日	月曜日	火曜日 5:50/6:50	火曜日

※振込人名義相違、クイック入金エラー、銀行休業日等により入金期限までに入金当社で確認できない場合には、全ての未決済ポジションを反対売買によりマージンカットします。

※証拠金維持率が50%以下となった場合には、追加証拠金額に関わらず、全ての未約定注文の取消及び全ての未決済ポジションにロスカットルールが発動されます。

※マージンカットは、必ずしもお客様の損失を限定するものではありません。急激な相場変動など為替レート状況によっては、損失の額がお客様の預託されている証拠金を上回り、証拠金残高がマイナスとなる場合があります。

※DMM CFD-Index、DMM CFD-Commodity取引の区分ごとにそれぞれ個別の管理となり、損益等は合算されません。マージンカットルールもそれぞれ個別に計算され執行されます。

(注1) 金曜日マーケットクローズ後、翌週月曜日のマーケットオープン前までにご入金をいただきましても、翌週月曜日のマーケットオープン後にマージンカットします。

#### (8) ロスカットの取扱い

ロスカットラインである証拠金維持率が50%を下回った場合、全ての未約定注文を取り消し、即時にすべての未決済建玉をロスカットします。また、その損失の額が預入証拠金の額を上回ることがあります。なお、証拠金維持率は以下の式となります。

※ 証拠金維持率 = 純資産 ÷ ポジション必要証拠金 × 100

※ ロスカット作動時は、全ての受注注文が取り消されます。

※ 逆指値注文の設定した価格によっては、ロスカット注文を優先する場合があります。

※ ロスカットは、必ずしもお客様の損失を限定するものではありません。急激な相場変動など市場価格状況によっては、損失の額がお客様の預託されている証拠金を上回り、証拠金残高がマイナスとなる場合があります。

DMM CFD-Index取引、DMM CFD-Commodity 取引の区分ごとにそれぞれ個別の管理となり、損益等は合算されません。ロスカットルールもそれぞれ個別に計算され執行されます。システム障害等の原因により、予定された通りにロスカット取引の手続きが行われなかった場合、想定以上の損失が発生し、又は預かった証拠金以上の損失が発生するおそれがあり、また、その場合の原因が当社の責に帰すことができない事由については、免責とすることがあります。

#### (9) 用語の説明

用語	説明
預託証拠金残高	決済済みで未受渡の金額を含む取引日基準の証拠金残高
ポジション必要証拠金	その時点のポジションを持つために必要な証拠金
注文証拠金	未約定の注文に係る証拠金
証拠金維持率	取引内容に対する証拠金の余力の割合
評価損益	その時点のポジションに対する未決済スワップポイントを含む評価額
建玉評価損	その時点のポジションに対する評価額（スワップポイント含まず）
建玉可能額	新規建玉に利用できる証拠金額
出金可能額	出金予約できる金額。但し決済済み未受渡決済益については受渡後に出

	金可能となります。
純資産	預託証拠金に評価損益を加え、出金拘束金を差し引いた額
追加証拠金額	毎営業日の証拠金維持率判定において、証拠金維持率が100%を下回った場合、発生するポジション必要証拠金の不足額を言います。 ポジション必要証拠金 - 純資産

## 15. 証拠金等の入金・出金

### (1) 証拠金等の入金

DMM CFD-Index取引の入金は円貨のみの取扱いとなります。お客様による証拠金等の入金は、当社指定銀行口座への振込に限られます。当社指銀行口座に振り込まれた証拠金等については、かかる入金を当社が確認した時点でお客様の取引口座に反映されるため、振り込みから取引口座への反映までの間に一定の時差が生じる可能性がありますのでご注意ください。なお、当社指定口座銀行口座への振込の際の振込手数料はお客様負担といたします。

また、入金はDMM FXの取引口座及びDMM CFD-Commodity取引口座をお持ちで出金可能額がある場合は、振替入金を行うことができます。

入金はクイック入金（オンライン入金）もご利用頂けます。ただし、クイック入金をご利用頂いた場合でも、即時に入金が反映されることを保証するものではありません。お客様の手続きが最後まで正しく完了しなかったこと又はシステムのエラー等により、口座への反映が翌営業日以降になる場合がありますので、ご注意ください。

入金頂く際の振込名義人は、本取引システムのお取引口座名義人と同一のものに限ります。

振込名義人とお取引口座名義人が相違することが判明した際は、本取引システムにおける入金処理及び売買発生後といえども当該振込入金の取り消しを行うこととします。これにより発生するリスクは全てお客様にご負担頂きますので、ご注意ください。

クイック入金、振替入金は定期メンテナンスを行う時間帯はご利用頂くことができません。又、システム障害の内容によってはご利用頂くことができない場合があります。なお当社指定口座への振込の際の振込手数料は、お客様負担といたします。ただし、クイック入金、振替入金をご利用の際の振込手数料は無料といたします。

※クイック入金とはオンラインにて当社提携金融機関よりお客様の口座に即座にお振込みができるサービスです。

※振替入金とは、お取引口座間の資金の出金可能額を振替ができるサービスです。

※クイック入金は即時入金を保証するものではなく、お客様による手続きや通信回線の状況等の不具合によっては入金が翌営業日以降になることがあります。この場合に生じた損失、機会利益の逸失、費用負担については一切の責任を負いません。

### (2) 証拠金等の出金

純資産が証拠金必要額を超えている場合は、余剰資金額の範囲内でお客様は超過分の全部又は一部の出金を依頼することができます。未受渡の金額については受渡完了まで出金することはできません。なお、出金が可能な額は、出金依頼時と実際の出金時の双方において判断させていただきます。従いまして、出金依頼後、出金が完了するまでに、出金可能額が当該出金依頼額を下回った場合、出金を中止させていただきます。出金の手続きを取られた場合、出金依頼日から原則3営業日以内にお客様名義の指定銀行口座に送金いたします。出金時の振込手数料は当社で負担いたしますが、出金のお取り扱いは原則1日1回尚且つ2,000円以上の金額とさせていただきます。ただし、全額出金のご依頼の際はこの限りではありません。

#### 16. 決済に伴う金銭の授受

差金決済のみ可能で、外国通貨による受渡はできません。

転売又は買戻しに伴うお客様と当社との間の金銭の授受は次の計算式により算出した金額を受渡します。

取引単位×約定価格差×取引数量+累積スワップポイント

(注) 約定価格差とは、転売又は買戻しに係る約定価格と当該転売又は買戻しの対象となった新規の買付取引又は新規の売付取引に係る約定価格との差をいいます。

#### 17. 益金に係る税金

個人が行った店頭におけるDMM CFD-Index取引で発生した益金（売買による差益及び金利収益）は「雑所得」として総合課税の対象となりますので、雑所得が年間（1月1日から12月31日まで）20万円を越えた場合には、（例えば年間の給与収入額が2,000万円以下の方など、通常は確定申告の必要がない方であっても）確定申告する必要があります。

法人が行った店頭におけるDMM CFD-Index取引で発生した益金は、法人税に係る所得の計算上、益金の額に算入されます。

金融商品取引業者は、お客様にDMM CFD-Index取引で発生した益金の支払いを行った場合は、原則として、当該お客様の住所、氏名、支払金額等を記載した支払調書を当該金融商品取引業者の所轄税務署長に提出します。

※詳しくは管轄の税務署や国税局タックスアンサー又は税理士等の専門家にお問い合わせください。

## DMM CFD-Index取引の手続きについて

お客様が当社とDMM CFD-Index取引を行われる際の手続きの概要は次のとおりです。

### 1. 取引の開始

#### a. 本説明書の交付を受ける

はじめに、当社から本説明書が交付されますので、DMM CFD-Index取引の概要やリスクについて十分ご理解のうえ、ご自身の判断と責任において取引を行う旨の確認書をご提出下さい。

#### b. DMM CFD-Index取引口座の設定

DMM CFD-Index取引の開始に当たっては、原則として当社Webサイト上のDMM CFD-Index取引お申込フォームに必要事項を入力頂き、DMM CFD-Index取引口座を設定して頂きます。その際、ご本人である旨の確認書類をご提示して頂きます。なお、当社では取引開始基準を設け、年齢・金融資産・取引経験等を勘案し、お取引口座開設につき当社で審査を実施させていただいた後に、当社が承諾した場合にのみお取引口座を開設させていただきます。またDMM CFD-Index取引並びにDMM CFD-Commodity取引両方の口座開設に同意して頂く必要があります。

### 2. 注文の指示事項

DMM CFD-Index取引の注文をするときは、当社の取扱時間内に、次の事項を正確に指示して下さい。

- a. 注文する銘柄
- b. 売付取引又は買付取引の別
- c. 注文数量
- d. 価格（成行、指値、逆指値等）
- e. 注文の有効期間
- f. その他お客様の指示によることとされている事項

### 3. 証拠金の差入れ

DMM CFD-Index取引の注文をするときは、当社に所定の証拠金を差し入れて頂きます。

### 4. 転売又は買戻しによる建玉の結了

建玉の反対売買に相当する取引が成立した場合には、転売又は買戻しとし、取引数量分が建玉から減少します。決済される建玉は、お客様の指示によります。同一の銘柄の売建玉と買建玉を同時に持つこと（「両建て」といいます。）は、可能ですが、両建ては、お客様にとって、アスク価格とビッド価格の差、証拠金を二重に負担すること、支払いの金利と受取りの金利の差を負担することなどのデメリットがあり、経済合理性を欠くおそれがあります。

#### 5. 注文をした取引の成立

注文をしたDMM CFD-Index取引が成立したときは、7. に定める内容に従い当社は成立した取引の内容を明らかにした取引報告書を電磁的方法により交付いたします。

#### 6. 手数料

取引管理費、取引手数料は無料です。ただし「ロスカットルール」に従い当社が決済する場合は、1 Lotあたり50円を手数料として徴求いたします。

#### 7. 取引残高、建玉、証拠金等の報告

当社は、取引状況をご確認頂くため、お客様の成立した取引の内容並びに報告対象期間の末日における建玉、証拠金及びその他の未決済勘定の現在高を記載した取引残高報告書を取引システムよりダウンロードして閲覧する方法でお客様に報告いたします。

#### 8. その他

当社からの通知書や報告書の内容は必ずご確認のうえ、万一、記載内容に相違又は疑義があるときは、コンプライアンス部に直接ご照会下さい。

その他DMM CFD-Index取引の仕組み・取引の手続き等について、ご不明な点やご質問がございましたら、当社カスタマーサポートまでお尋ね下さい。

## DMM CFD-Index取引行為に関する禁止行為

金融商品取引業者は、金融商品取引法により、顧客を相手方としたDMM CFD-Index取引、又は顧客のためにDMM CFD-Index取引の媒介、取次ぎ若しくは代理を行う行為（以下、「DMM CFD-Index取引行為」といいます。）に関して、次のような行為が禁止されていますので、ご注意下さい。

- a. DMM CFD-Index取引契約（顧客を相手方とし、又は顧客のためにDMM CFD-Index取引行為を行うことを内容とする契約をいいます。以下同じです。）の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為
- b. 顧客に対し、不確実な事項について断定的判断を提供し、又は確実であると誤解させるおそれのあることを告げてDMM CFD-Index取引契約の締結を勧誘する行為
- c. DMM CFD-Index取引契約の締結の勧誘の要請をしていない顧客に対し、訪問し又は電話をかけて、DMM CFD-Index取引契約の締結の勧誘をする行為（ただし、金融商品取引業者が継続的取引関係にある顧客（勧誘の日前1年間に、2以上の店頭有価証券デリバティブ取引のあった者及び勧誘の日に未決済の店頭有価証券デリバティブ取引の残高を有する者に限ります。）に対する勧誘及びその他のDMM CFD-Index取引に関する業務を行う法人に対する為替変動リスクのヘッジのための勧誘は禁止行為から除外されます。）
- d. DMM CFD-Index取引契約の締結につき、その勧誘に先立って、顧客に対し、その勧誘を受ける意思の有無を確認することをしないで勧誘をする行為
- e. DMM CFD-Index取引契約の締結につき、顧客があらかじめ当該DMM CFD-Index取引契約を締結しない旨の意思（当該勧誘を引き続き受けることを希望しない旨の意思を含みます。以下同じです。）を表示したにもかかわらず、当該勧誘をする行為又は勧誘を受けた顧客が当該DMM CFD-Index取引契約を締結しない旨の意思を表示したにもかかわらず、当該勧誘を継続する行為
- f. DMM CFD-Index取引契約の締結又は解約に関し、顧客に迷惑を覚えさせるような時間に電話又は訪問により勧誘する行為
- g. DMM CFD-Index取引について、顧客に損失が生ずることになり、又はあらかじめ定めた額の利益が生じないこととなった場合には自己又は第三者がその全部若しくは一部を補てんし、又は補足するため当該顧客又は第三者に財産上の利益を提供する旨を、当該顧客又はその指定した者に対し、申し込み、若しくは約束し、又は第三者に申し込ませ、若しくは約束させる行為
- h. DMM CFD-Index取引について、自己又は第三者が顧客の損失の全部若しくは一部を補てんし、又は顧客の利益に追加するため当該顧客又は第三者に財産上の利益を提供する旨を、当該顧客又はその指定した者に対し、申し込み、若しくは約束し、又は第三者に申し込ませ、若しくは約束させる行為
- i. DMM CFD-Index取引について、顧客の損失の全部若しくは一部を補てんし、又は顧客の利益に追加するため、当該顧客又は第三者に対し、財産上の利益を提供し、又は第三者に提供させる行為

- j. 本説明書の交付に際し、本説明書の内容について、顧客の知識、経験、財産の状況及びDMM CFD-Index取引契約を締結する目的に照らして当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度による説明をしないこと
- k. DMM CFD-Index取引契約の締結又はその勧誘に関して、重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為
- l. DMM CFD-Index取引契約につき、顧客若しくはその指定した者に対し、特別の利益の提供を約し、又は顧客若しくは第三者に対し特別の利益を提供する行為（第三者をして特別の利益の提供を約させ、又はこれを提供させる行為を含みます。）
- m. DMM CFD-Index取引契約の締結又は解約に関し、偽計を用い、又は暴行若しくは脅迫をする行為
- n. DMM CFD-Index取引契約に基づくDMM CFD-Index取引行為をすることその他の当該DMM CFD-Index取引契約に基づく債務の全部又は一部の履行を拒否し、又は不当に遅延させる行為
- o. DMM CFD-Index取引契約に基づく顧客の計算に属する金銭、有価証券その他の財産又は証拠金その他の保証金を虚偽の相場を利用することその他不正の手段により取得する行為
- p. DMM CFD-Index取引契約の締結を勧誘する目的があることを顧客にあらかじめ明示しないで当該顧客を集めて当該DMM CFD-Index取引契約の締結を勧誘する行為
- q. あらかじめ顧客の同意を得ずに、当該顧客の計算によりDMM CFD-Index取引をする行為
- r. 個人である金融商品取引業者又は金融商品取引業者の役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含みます。）若しくは使用人が、自己の職務上の地位を利用して、顧客のDMM CFD-Index取引に係る注文の動向その他職務上知り得た特別の情報に基づいて、又は専ら投機的利益の追求を目的としてDMM CFD-Index取引をする行為
- s. DMM CFD-Index取引行為につき、顧客から資金総額について同意を得た上で、売買の別、銘柄の組合せ、数量及び価格のうち同意が得られないものについては、一定の事実が発生した場合に電子計算機による処理その他のあらかじめ定められた方式に従った処理により決定され、金融商品取引業者がこれらに従って、取引を執行することを内容とする契約を締結する場合において、当該契約を書面により締結しないこと（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により締結する場合を除きます。）
- t. DMM CFD-Index取引行為につき、顧客に対し、当該顧客が行うDMM CFD-Index取引の売付又は買付と対当する取引（これらの取引から生じ得る損失を減少させる取引をいいます。）の勧誘その他これに類似する行為をすること

## DMM CFD-Index取引及びその受託に関する主要な用語の定義

 相対取引（あいたいとりひき）

金融取引業者がお客様に対する取引の相手方となる取引。店頭取引ともいう。

 アスク—ASK

金融商品取引業者が価格を示して特定数量の商品を売り付ける旨の申出をすることをいいます。お客様はその価格で買い付けることができます。

 I F D注文（いふだんちゅうもん）

優先順位にある2つの注文を同時に発注することで、新規注文と決済注文を同時に発注することができる注文方法のことをいいます。新規注文が約定したあとに、決済注文が有効になります。

 I F O注文（いふだんおーしーおーちゅうもん）

I F D注文とOCO注文を組み合わせた注文方法のことをいいます。I F D注文の決済注文をOCO注文で発注することができます。

 売建玉（ポジション）（うりたてぎよく）

売付取引のうち、決済が終了していないものをいいます。

 売戻し（うりもどし）

買建玉（ポジション）を仕手舞う（買建玉（ポジション）を減じる）ために行う売付注文をいいます。

 OCO注文（おーしーおー）

同順位の2つの注文を同時に出して、一方が成立したら、もう一方が自動的にキャンセルされる注文。

 買建玉（ポジション）（かいたてぎよく）

買付取引のうち、決済が終了していないものをいいます。

 買戻し（かいもどし）

売建玉（ポジション）を仕手舞う（売建玉（ポジション）を減じる）ために行う買付注文をいいます。

 カバー取引（かばーとりひき）

金融商品取引業者がお客様を相手方として行う店頭有価証券デリバティブ取引の価格変動によるリスクの減少を目的として、当該有価証券デリバティブ取引と取引対象銘柄、売買の別等が同じ市場デリバティブ取引または他の金融商品取引業者その他の者を相手方として行う店頭金融先物取引をいいます。

 逆指値注文（ぎゃくさしねちゅうもん）

逆指値注文は指定レートでの約定を保証するものではありません。相場の状況によってはお客様が意図しない損失を被る可能性がございます。現在のレートよりも不利なレートで発注することをいいます。現在のアスクより高い価格で買う、又は、現在のビッドより安い価格で売る注文になります。指定したレートに到達した時点で成行注文になり、売買する注文方法のことをいいます。市場の状況により、約定価格は注文価格と乖離することがあるので注意が必要です。

 金融商品取引業者（きんゆうしょうひんとりひきぎょうしゃ）

店頭金融先物取引を含む金融商品取引を取り扱う業務について、金融商品取引法による登録を受けた者をいいます。

裁判外紛争解決制度（さいばんがいふんそうかいけつせいど）

訴訟手続きによらず、民事上の紛争を解決しようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続きをいいます。ADRともいいます。

指値（さしね）

ある価格を指定して行う注文。取引は注文価格で約定されます。週明けで取引価格が前週末に比べて大きく変動した時には注意が必要です。

差金決済（さきんけっさい）

現物の受渡を行わずに、反対売買による差金の授受によって決済すること。

時間成行注文（じかんなりゆきちゅうもん）

成行注文が執行される時刻を指定することができる注文方法のことです。（価格を指定することはできません。）また、指値・逆指値で時間成行オプションを使って注文すると、指定時刻までに指値・逆指値が成立しなかった場合、自動的に成行注文に切り替わり、その時刻の価格で注文を執行する取引方法となります。

証拠金（しょうこきん）

先物やオプション取引等の契約義務の履行を確保するために差し入れる保証金をいいます。

スリッページ—Slippage

成行注文や指値注文が成立する時に、注文時の表示価格と実際の約定価格との差額をいいます。成行注文ではあらかじめ許容範囲を設定することも可能です。

スポット（取引） — Spot

直物取引のことをいう。DMM CFD-Index取引においては、契約成立から2営業日以内の取引となる。

建玉（ポジション）（たてぎよく）

ポジション。売買契約成立後、未決済の契約のこと。

追加証拠金（つかしょうこきん）

毎営業日の証拠金維持率判定において、証拠金維持率が100%を下回った場合、発生するポジション必要証拠金の不足額をいいます。

店頭デリバティブ取引（てんとうでりばていぶとりひき）

金融商品取引所が開設する取引所金融商品市場および外国金融商品市場によらずに行われるデリバティブ取引をいいます。

成行注文（なりゆきちゅうもん）

注文価格を指定しないで出す注文方法です。買い注文であればアスク以上、売り注文ではビッド以下の約定となります。（急激な相場変動或は通信回線の状況等により、必ずしも発注時の表示価格で約定を保障するものではありません。）

値洗い（ねあらい）

建玉（ポジション）について、毎日の市場価格の変動に伴い、評価替えする手続きを値洗いといいま

す。

ビットーBid

金融商品取引業者が価格を示して特定数量の商品を買い付ける旨の申出をすることをいいます。お客様はその価格で売り付けることができます。

分別管理（ぶんべつかんり）

金融商品取引業者が顧客から預った証拠金その他の資産を、金融商品取引業者の資産と明確に区分して保管すること。

ヘッジ取引（へっじとりひき）

現在保有又は将来保有する予定の資産・負債の価格変動によるリスクを減少させるために、当該資産・負債とリスクが反対方向の建玉を取引所金融商品や店頭市場で設定する取引をいいます。

マージンカットーMargin cut

追加証拠金発生日のマーケットクローズ後のメンテナンス開始前までに、追加証拠金額が0円とならない場合に、追加証拠金発生日の翌営業日のマーケットオープン後に、お客様の全ての未決済ポジションを反対売買により強制決済することをいいます。

約定（やくじょう）

取引が成立することをいいます。

両建て（りょうだて）

同一の商品の売建玉（ポジション）と買建玉（ポジション）を同時に持つことをいいます。

レバレッジ効果（ればれっじこうか）

少ない資金で大きな取引を行うこと。結果として投資した資金に対する損益の比率が大きくなります。

ロスカット（ろすかっど）

お客様の損失が所定の水準に達した場合、金融商品取引業者が、リスク管理のため、お客様の建玉を強制的に決済することをいいます。

**【連絡先】**

カスタマーサポート

フリーダイヤル：0120-961-522

土日を除く 24 時間受付

月曜午前 7 時～土曜午前 5 時 50 分（米国夏時間）

月曜午前 7 時～土曜午前 6 時 50 分（米国冬時間）

ファックス：03-3661-0256

E-mail: support-dmm@sec.dmm.com

**【苦情処理措置及び紛争解決措置の内容】**

**【苦情受付窓口】**

コンプライアンス部

電話：03-3661-0335 月曜～金曜（祝祭日を除く 9:00～17:00）

ファックス：03-3661-0256

E-mail：compliance@sec.dmm.com

東京都中央区日本橋人形町3-6-7

お客様と当社の苦情処理・紛争解決について利用可能な指定紛争解決機関は次のとおりです。

特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（F I NMAC）

電話番号：0120-64-5005（フリーダイヤル）

URL：https://www.finmac.or.jp/html/form-soudan/form-soudan.html

東京事務所：〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町2-1-13 第三証券会館

大阪事務所：〒541-0041 大阪府大阪市中央区北浜1-5-5 大阪平和ビル



お問い合わせは、上記連絡先で賜ります。

平成 22 年 3 月 1 日 制定

平成 22 年 4 月 1 日 改訂

平成 22 年 8 月 1 4 日 改訂

平成 22 年 1 2 月 2 5 日 改訂

平成 23 年 1 月 1 日 改訂

平成23年1月22日 改訂

平成23年3月19日 改訂

平成23年5月14日 改訂

# 店頭商品デリバティブ取引説明書 (DMM CFD-Commodity)

(商品先物取引法第 217 条の第1項 の規定による契約締結前交付書面)

株式会社DMM.com証券

---

《お問い合わせ先》 カスタマーサポート

フリーダイヤル：0120-961-522

E-mail：support-dmm@sec.dmm.com

店頭商品デリバティブ取引（以下、DMM CFD-Commodity 取引といいます。）を行われるに当たっては、本説明書を十分にお読み頂き、その内容をご理解頂いたうえで、取引口座開設をお申込み頂きますようお願い申し上げます。DMM CFD-Commodity 取引は、取引対象である銘柄の価格の変動により損失が生じることがあり、元本が保証された取引ではありません。また、多額の利益が得られることもある反面、多額の損失を被る危険を伴う取引です。従いまして、取引を開始する場合又は継続して行う場合には、本説明書のみでなく、取引の仕組みやリスクについて十分にご確認頂き、自己の資力、取引経験及び投資目的に照らして適切であると判断する場合にのみ、自己の責任においてお取引をして頂きますようお願い申し上げます。

本説明書は、商品先物取引業者が商品先物取引法第 217 条第 1 項の規定に基づきお客様に交付する書面で、同法第 2 条第 22 項 5 号に規定する DMM CFD-Commodity 取引について説明します。

## 店頭商品デリバティブ取引のリスク等重要事項について

DMM CFD-Commodity取引は、その取引の仕組みやリスクが取引所において行われる取引所取引とは異なるため、その取引にあたっては本説明書および約款等を十分に読み、それら内容をご理解頂き、かつ承諾頂く必要がございます。

1. DMM CFD-Commodity取引は、取引対象である銘柄の価格の変動により損失が生ずることがあります。取引金額がその取引についてお客様が預託すべき証拠金の額に比して大きいため、その損失の額が証拠金の額を上回ることがあります。
2. 相場状況の急変等により、ビッド価格とアスク価格のスプレッド幅が広がったり、意図した取引ができない可能性があります。
3. 取引システム又は金融商品取引業者及び顧客を結ぶ通信回線等が正常に作動しないことにより、注文の発注、執行、確認、取消しなどが行えない可能性があります。
4. 口座管理費及び取引手数料は、無料です。但し、ロスカットルールに従い当社が決済する場合は、1Lotあたり50円の手数料を徴収いたします。
5. お客様が注文執行後に当該注文に係る契約を解除すること（クーリングオフ）はできません。
6. 当社は、お客様の相手方となって取引を成立させます。（相対取引）お客様との取引から生じるリスクの減少を目的とし、カバー取引を次の業者と行っています。  
CMC Markets Japan株式会社 金融商品取引業：日本国金融庁  
IGマーケッツ証券株式会社 金融商品取引業：日本国金融庁  
ODL JAPAN株式会社 金融商品取引業：日本国金融庁
7. お客様からお預かりした証拠金は、日証金信託銀行株式会社に金銭信託により、当社の自己の資金とは区分して管理を行っています。
8. 当社のDMM CFD-Commodity取引に係る税制および関連法規の変更等により、現状より不利な条件での取引となる可能性があります。
9. DMM CFD-Commodity 取引のうち「OIL/USD」は、当社では取引期限がなくお取引いただけますが、それぞれの参照市場の最終営業日の前に当社が定める日において、提示する限月の交代を行いません。そのため1番限と2番限の価格差の調整を行いません。

## DMM CFD-Commodity取引のリスクについて

DMM CFD-Commodity取引には様々なリスクが存在します。お客様はお取引を開始される前に本取引に伴うリスクについて十分にご理解して頂く必要がございます。下記の内容をお読みになり、リスクについて理解、納得された上で口座開設の手続きを行って頂き、自己の判断と責任において行うことが肝要となります。お客様ご自身がDMM CFD-Commodity取引を開始されることが適切であるかどうかについて十分ご検討して頂きますようお願いいたします。

なお、下記のリスクは、DMM CFD-Commodity取引の典型的なリスクを示したもので、すべてのリスクを示すものではありません。

### ○価格変動リスク

マーケットでは、常に価格が変動しております。価格の変動は各国の経済、社会情勢等により変動します。また、取引時間中の変動、前日の終値と当日の始値が乖離する場合、各メンテナンスの開始前と終了後の価格が乖離している場合があります。価格の変動がお客様の予想と一致しなかった場合には、差損が発生します。また、その損失はお客様が当社に預託した金額以上になる場合があります。

### ○流動性リスク

主要国での祝日や、マーケットクローズ間際・週明けのマーケットオープンにおける取引は、当社の通常の営業時間帯であっても、マーケットの状況によっては、価格の提示が困難になる場合もあります。また、天変地異、戦争、政変、為替管理政策の変更、ストライキ等の特殊な状況下で特定の銘柄のお取引が困難又は不可能となるおそれもあります。こうした状況下では、お取引が一定期間、不可能となる可能性があります。参照市場の流動性が低下した場合、意図した取引ができない可能性があり、その損失はお客様が当社に預託した金額以上になる場合があります。

### ○金利変動リスク

金利は、各国の景気や政策などの様々な要因による金利情勢を反映した市場金利の変化に応じて日々変化します。そのため、その時々のお金利水準によって受取又は支払いの金額が変動し、場合によっては受け払いの方向が逆転する可能性もあります。

また、これに伴い追加の資金が必要になったり、ロスカットラインが近くなる可能性もあります。

### ○限月リスク

「OIL/USD」は、当社では取引期限がなくお取引いただけますが、それぞれの商品先物市場の最終営業日の前に当社が定める日において、提示する限月の交代を行いません。そのため1番限と2番限の価格

差の調整を行いません。価格調整額の受払いは当該外貨ではなく、日本円でなされることから、日本円に換算する際の為替リスク（コンバージョンリスク）があります。

#### ○レバレッジ効果によるリスク

本取引は、レバレッジ効果（てこの作用）により比較的少額の証拠金を差し入れることで、証拠金の何倍もの大きな元本金額のDMM CFD-Commodity取引が可能となっています。このため、少額の証拠金によりわずかな価格の変動で大きな利益を得ることが可能ですが、反対に、証拠金を超える大きな損失を被る可能性もあります。

#### ○スリッページリスク

成行注文又は逆指値注文では、価格の変動により取引画面の提示価格よりもお客様に不利な価格で取引が成立することがあります。特に大きな数量の注文の場合、当社のカバー取引の実現性により、不利な価格で成立する可能性が高くなるとともに取引自体が不成立となる可能性があります。お客様が設定されたスリッページの許容範囲においては提示価格以外で約定する可能性があります。

#### ○オンライン取引に関するリスク

オンライン取引の場合、注文の受付に人手を介さないため、お客様が売買注文の入力を誤った場合、意図した注文が成立しない、或は意図しない注文が成立する可能性があります。また、当社又はお客様の通信機器、通信回線、システム機器等の故障・障害等により、一時的または一定期間に亘って取引ができない可能性、或はお客様の注文が遅延する可能性があります。

オンライン取引は、電子認証に用いられるユーザーネーム・パスワード等の情報が、窃盗・盗難により洩れた場合、その情報を第三者が悪用することでお客様に何らかの損失が発生する可能性があります。

#### ○マージンカットにおけるリスク

毎営業日ごとの証拠金維持率判定時刻において、証拠金維持率が100%を下回った場合には、お客様の発注済み未約定新規注文及び出金予約は全て取消処理をします。出金予約をされている場合には、その出金予約を取消します。振込人名義相違、クイック入金エラー、銀行休業日等により入金期限までに入金当社で確認できない場合には、当社がお客様に事前に通知することなく、お客様の計算において、当社所定の方法で、当該ポジションを反対売買により強制決済（マージンカット）します。入金期限日の終値と翌営業日の始値が乖離する場合・その他理由がある場合には、大きく乖離して約定することがあり、その損失はお客様が当社に預託した金額以上になる可能性があります。なお、発生した不足金額はお客様が当社へ速やかに入金するものとします。DMM CFD-Index、DMM CFD-Commodity 取引の区分ごとにそれぞれ個別の管理となり、損益は合算されません。マージンカットルールもそれぞれ個別に計算され執行されます。

## ○ロスカットにおけるリスク

当社のDMM CFD-Commodity取引では、証拠金維持率が50%を下回った段階で保有している全ての建玉を自動的に決済するロスカットルールを設けておりますが、相場の状況・前日の終値と当日の始値が乖離する場合・各メンテナンスの開始前と終了後の価格が乖離している場合・その他理由がある場合には、大きく乖離して約定することがあり、その損失はお客様が当社に預託した金額以上になる可能性があります。なお、発生した不足金額はお客様が当社へ速やかに入金するものとします。また、当社のDMM CFD-Commodity 取引、DMM CFD-Index取引の区分ごとにそれぞれ個別の管理となり、損益等は合算されません。ロスカットルールもそれぞれ個別に計算され執行されます。システム障害等の原因により、予定された通りにロスカット取引の手続きが行われなかった場合、想定以上の損失が発生し、又は預かった証拠金以上の損失が発生するおそれがあり、また、その場合の原因が当社の責に帰すことができない事由については、免責とすることがあります。

## ○法令規則等の変更にもなるリスク

当社のDMM CFD-Commodity取引に係る税制および関連法規の変更等により、現状より不利な条件での取引となる可能性があります。

## DMM CFD-Commodity取引の仕組みについて

当社によるDMM CFD-Commodity取引は、商品先物取引法その他の関係法令及び日本商品先物取引協会の規則を遵守して行います。

本取引は、お客様が所定の証拠金を当社に事前に預け入れることにより、銘柄の売買取引を行うDMM CFD-Commodity取引であり、当該売買の目的となっている銘柄の新規の売りもしくは買い、これらに対する決済の売りもしくは買いによる差金の授受によって決済する取引です。本取引にはこの決済による売買損益の他に金利と配当等を加味したスワップポイント（価格調整額を含む、以下同じ。）による損益が発生します。

### 口座開設について

口座開設のお申し込みは、当社所定の方法にて受付しております。お問い合わせ等はカスタマーサポート（0120-961-522）もしくは、メール（support-dmm@sec.dmm.com）でお受け致します。

DMM CFD-Commodity取引はリスクが大きく、大きな損失を被る可能性があります。当社ではDMM CFD-Commodity取引口座を開設して頂く場合には、原則として次の要件を満たして頂くことが必要となります。

1. DMM CFD-Commodity取引の特徴、仕組み及びリスク、取引条件等について、約款及び本説明書を熟読しご理解頂き承諾及び同意して頂くこと。
2. DMM CFD-Index取引の特徴、仕組み及びリスク、取引条件等について、約款及び本説明書を熟読しご理解頂き承諾及び同意して頂くこと。
3. DMM CFD-Commodity取引並びにDMM CFD-Index取引両方の口座開設に同意して頂くこと
4. 当社が定める基準を満たしていること。当社の基準の主なものは以下のとおりです。  
（個人のお客様の場合）
  - ご自身の判断と責任によりDMM CFD-Commodity取引を行うことができること。
  - 日本国内に居住する満20歳以上75歳未満の行為能力を有する個人であること。
  - ご自身の電子メールアドレスをお持ちであること。
  - 当社からの電子メール又は、電話で常時連絡をとることができること。
  - 本取引に係るリスク・商品の性格・内容を十分理解していること。
  - ご自身でインターネットを通して取引・確認・管理が行えること。
  - 契約締結前交付書面、約款、取引残高報告書、証拠金の受領に係る書面その他金融商品取引

法上交付すべき書面を電磁的方法により提供することを、書面又は電磁的方法よりご承諾頂けること。

- 振込先預金口座は、国内に存する金融機関を指定すること。
- 反社会的勢力について以下の点を誓約すること。
  - ・現在、且つ将来にわたっても暴力団員・暴力団準構成員・総会屋・社会運動標榜ゴロ等の反社会的勢力に該当しないこと。
  - ・現在、且つ将来にわたって、反社会的勢力の企業の役職員ではないこと。
  - ・自らまたは第三者を利用して、暴力的な行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動をし又は暴力を用いる行為、風説を流布し偽計を用い又は威力を用いて貴社の信用を毀損し又は貴社の業務を妨害する行為等を行わないこと。
  - ・マネーロンダリング等の公序良俗に反する取引、その他不法又は不正の疑いのある取引に利用するために取引を行わないこと。
  - ・上記に関して虚偽の申告をし、若しくはいつれかに該当する行為をしたと当社が判断した場合には、取引が停止され、または通知により口座が解約されても異議申立てをしないこと。また、これにより損害が生じた場合でも、全て自分の責任とすること。

※「反社会的勢力」には、法令その他の事情を鑑み、当社が反社会的勢力と認めたものを含む。

- ・その他当社が定める基準を満たしていること。

※当社における審査の結果、お客様の本取引口座開設を承諾しなかった場合、その審査及び理由について、いかなる場合においても開示しないものとします。

(法人のお客様の場合)

- 日本国内で本店もしくは支店が登記されている法人であること。
- 商業登記上の本店もしくは支店にて郵便物の受け取りが可能なこと。
- 取引担当者の判断と責任により DMM CFD-Commodity 取引を行うことができること。
- 当社からの電子メール又は電話で常時連絡をとることができること。
- 法人の電子メールアドレスをお持ちであること。
- 契約締結前交付書面、約款、取引残高報告書、証拠金の受領に係る書面その他商品先物取引上交付すべき書面を電磁的方法により提供することを、書面又は電磁的方法よりご承諾頂ること。
- 振込先預金口座は、国内に存する金融機関を指定すること。
- 反社会的勢力について以下の点を成約すること。
  - ・現在、且つ将来にわたっても暴力団員・暴力団準構成員・総会屋・社会運動標榜ゴロ等の反社会的勢力に該当しないこと。
  - ・現在、且つ将来にわたって、反社会的勢力の企業の役職員ではないこと。
  - ・自らまたは第三者を利用して、暴力的な行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動をし又は暴力を用いる行為、風説を流布し偽計を用い又は威力を用いて貴社の信用を毀損し又は貴社の業務を妨害する行為等を行わないこと。

- ・マネーロンダリング等の公序良俗に反する取引、その他不法又は不正の疑いのある取引に利用するために取引を行わないこと。
- ・上記に関して虚偽の申告をし、若しくはいずれかに該当する行為をしたと当社が判断した場合には、取引が停止され、または通知により口座が解約されても異議申立てをしないこと。また、これにより損害が生じた場合でも、全て自分の責任とすること。

※「反社会的勢力」には、法令その他の事情を鑑み、当社が反社会的勢力と認めたものを含む。

- 取引および取引に付随する行為について権限を有する個人（以下「取引担当者」）を選任すること、並びに取引担当者は、当社が定める基準を満たしていること。
- 振込先預金口座は、国内に存する金融機関を指定すること。

当社の定める「取引担当者」の基準の主なものは以下のようになっております。

<取引担当者基準>

- ・取引担当者は1口座につき1名。
- ・取引担当者と法人代表者は同一でも可能。
- ・法人代表者に代わり当社との取引について、責任及び権限があること。
- ・日本国内に居住する満20歳以上75歳未満の行為能力を有する個人であること。
- ・口座名義人である法人に籍があること。
- ・反社会的勢力について以下の点を成約すること。
- ・現在、且つ将来にわたっても暴力団員・暴力団準構成員・総会屋・社会運動標榜ゴロ等の反社会的勢力に該当しないこと。
- ・現在、且つ将来にわたって、反社会的勢力の企業の役職員ではないこと。  
自らまたは第三者を利用して、暴力的な行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動をし又は暴力を用いる行為、風説を流布し偽計を用い又は威力を用いて貴社の信用を毀損し又は貴社の業務を妨害する行為等を行わないこと。
- ・マネーロンダリング等の公序良俗に反する取引、その他不法又は不正の疑いのある取引に利用するために取引を行わないこと。

※「反社会的勢力」には、法令その他の事情を鑑み、当社が反社会的勢力と認めたものを含む。

- ・その他当社が定める基準を満たしていること。

※当社における審査の結果、お客様の本取引口座開設を承諾しなかった場合、その審査及び理由について、いかなる場合においても開示しないものとします。

5. 口座開設審査において、お客様ご本人の確認をする目的で、下記の書類をご提出していただくことを要します。

個人のお客様の場合（下記書類のいずれか一点）

- (1) 各種健康保険証（裏面に住所の記載がある場合は裏面も必要となります）
- (2) 運転免許証（変更があれば裏面も必要となります）

- (3) パスポート（顔写真のページ、住所のページがそれぞれ必要となります）
- (4) 住民基本台帳カード（変更があれば裏面も必要となります）
- (5) 外国人登録証（必ず両面コピーが必要です）
- (6) 外国人登録原票記載事項証明書
- (7) 住民票の写し（コピーのことではありません）
- (8) 印鑑証明書
- (9) その他、官公庁から発行され、又は発給された書類その他これに類するもので、お客様のご本人確認が可能であるもの。

※（1）－（5）は有効期限内又は現在有効なものをコピーしてご用意ください

※（6）－（8）は作成・発行日から3ヶ月以内の原本をご用意ください。

法人のお客様の場合（下記書類のすべて）

- (1) 登記簿謄本又は履歴事項全部証明書

※ 発行日から3ヶ月以内の原本（コピー不可）

- (2) 代表者の本人確認書類（前号個人のお客様の場合と同様）
- (3) 取引担当者の本人確認書類（前号個人のお客様の場合と同様）

## お取引について

当社が取り扱うDMM CFD-Commodity取引の取引方法は以下のとおりです。

### 1. 取引の対象

DMM CFD-Commodity取引で取扱う銘柄は以下のとおりです。

- OIL/USD
- GOLD/USD
- SILVER/USD

### 2. 取引単位

OIL/USDは10単位 (1Lot) とします。

GOLD/USDは1単位 (1Lot) とします。

SILVER/USDは10単位 (1Lot) とします。

一度の最大発注数量 (上限) は全銘柄200Lotまでとします。同一価格に対する最大注文数量は200 Lotまでとします。但しマージンカット及びロスカットは除きます。

※時間成行注文における同一時刻に対する注文も含まれます。

### 3. 呼び値の単位

呼び値の最小変動幅は、

OIL/USDは1単位あたり0.001ポイント (1Lotあたり0.01米ドルに相当)

GOLD/USDは1単位あたり0.1ポイント (1Lotあたり0.10米ドルに相当)

SILVER/USDは1単位あたり0.001ポイント (1Lotあたり0.01米ドルに相当)

### 4. 取引価格

当社が各銘柄にアスク価格とビッド価格を同時に提示し、お客様はアスク価格で買い付け、ビッド価格で売り付けることができます。当社は、お客様に提示するアスク価格及びビッド価格をカバー先の提示する価格により銘柄及び市場の状況に応じて決定します。アスク価格とビッド価格には価格差 (スプレッド) があり、通常時アスク価格はビッド価格よりもスプレッド分、高くなっています。

### 5. 決済 (手仕舞い)

決済 (手仕舞い) は決済取引 (転売又は買戻し) により、お客様が保有する建玉 (以下、建玉は「ポジション」と同意です。) の反対売買をすることにより実行します。決済による損益は全て円貨とし、外国通貨で発生する損益については、決済時点の為替価格により円換算します。

### 6. ロールオーバー (決済日の繰延)

銘柄の転売又は買戻しによる決済を行わない場合は、建玉を毎営業日自動的にロールオーバーして翌営業日に繰り越します。ロールオーバーによる繰り越しは、11「取引時間」に記載の「メンテナンス時間」に実施されます。

OIL/USDの転売又は買戻しによる決済を行わない場合は、当社では取引期限がなくお取引いただけますが、それぞれの参照市場の最終営業日の前に当社が定める日において、提示する限月の交代を行いません。そのため1番限と2番限の価格差の調整を行いません。価格調整額の受払いは当該外貨ではなく、日本円でなされることから、日本円に換算する際の為替リスク（コンバージョンリスク）があります。

1Lotあたりの価格調整額＝（1番限と2番限の価格差）×取引単位×USDの評価額

1番限の価格より2番限の価格が高い場合、買いポジションに対して価格調整額をマイナス計上、売りポジションに対してプラス計上いたします。1番限の価格より2番限の価格が低い場合、買いポジションに対して価格調整額をプラス計上、売りポジションに対してマイナス計上いたします。

例

OIL/USDにおいて1番限（76.00）、2番限（76.30）、USD/JPYの評価レートが90.000だった場合、1Lotあたりの価格調整額＝（76.00-76.30）×10×90.000＝-270（円）

買いポジションに対して-270円を計上、売りポジションに対して+270円を計上します。

## 7. スワップポイント

「スワップポイント」とは、ロールオーバーした場合、ロール金額（終値×数量）に金利と配当利回り、リースレート等を調整した金利を乗じて算出され日々発生します。

（GOLD/USD、SILVER/USD のケース）

- ・ 買いの場合、ロール金額×金利（短期金利－フォワードレート－コスト金利）×日数÷360
  - ・ 売りの場合、ロール金額×金利（フォワードレート－短期金利－コスト金利）×日数÷360
- コスト金利は、調達コストで利率は当社が定めるものとします。

## 8. マージンカットルール

毎営業日マーケットクローズ後メンテナンス中の証拠金維持率判定において、証拠金維持率が100%を下回った場合、追加証拠金が発生します。お客様は追加証拠金発生日のマーケットクローズ後のメンテナンス開始前までに、以下のいずれかの方法で追加証拠金の差し入れ等で追加証拠金額を0円とする必要があります。

- (1) 追加証拠金額以上のご入金をすること。（FX口座からの振替入金 DMMCFD-Commodityからの振替入金も含まれます。）
- (2) 未決済ポジションの全部を決済すること。
- (3) 未決済ポジションの一部決済、または、未決済ポジションの一部決済と追加証拠金額の一部入金により追加証拠金額を0円とすること。

追加証拠金発生日のマーケットクローズ後のメンテナンス開始前までに、追加証拠金額が0円とならない場合には、追加証拠金発生日の翌営業日の各銘柄のマーケットオープン後に、当社がお客様に事前に通知することなく、お客様の計算において、当社所定の方法で、当該ポジションを反対売買により強制決済（マージンカット）します。詳しくは「14. 証拠金」の「(7) 追加証拠金の取扱い」をご参照下さい。ただし、相場が急激に変動した場合には、マージンカットがあっても、証拠金の額を上回る損失が生じる可能性があります。DMM CFD-Index 取引、DMM CFD-Commodity 取引の区分ごとにそれぞれ個別の管理となり、損益等は合算されません。マージンカットルールもそれぞれ個別に計算されます。

※追加証拠金額は、取引画面でご確認いただけます。

※相場変動等により証拠金維持率が100%以上に回復したとしても追加証拠金額は0円にはなりません。

## 9. ロスカットルール

お客様の損失が当社所定の水準に達した場合、お客様の建玉を強制的に決済することがあります。（「ロスカットルール」といいます。詳しくは「14. 証拠金」の「(8) ロスカットの取扱い」をご参照下さい。）ただし、相場が急激に変動した場合には、ロスカットルールがあっても、証拠金の額を上回る損失が生じる可能性があります。

当社は次の各号に定める事項にお客様のポジションが該当した際には、ロスカットルールを発動し、お客様に通知することなく、当社所定の方法において当該ポジションを反対売買し、決済することができるものとします。

- (1) 証拠金維持率が50%を下回った場合。
- (2) 証拠金維持率とはお客様が保有するポジションに係る取引証拠金に対する純資産の比率であり以下の算式によって求めたものとします。

$$\text{証拠金維持率} = \text{純資産額} \div \text{ポジション必要証拠金} \times 100$$

※純資産については「14. 証拠金」の「(9) 用語の説明」をご参照下さい。

DMM CFD-Index取引、DMM CFD-Commodity 取引の区分ごとにそれぞれ個別の管理となり、損益等は合算されません。ロスカットルールもそれぞれ個別に計算され執行されます。

## 10. 決済日（受渡日）

決済取引を行った場合の決済日（受渡日）は原則として、当該転売又は買戻しを行った日の翌々営業日とします。又、当該翌々営業日が該当市場の休業日にあたる場合には、該当市場の翌営業日とします。

## 11. 取引時間

取引時間及びメンテナンス時間（取引／約定不可）につきましては、当社ホームページを（<http://fx.dmm.com/>）をご覧ください。

- ※ メンテナンス中は価格配信を停止しており、注文は約定いたしません。指値・逆指値等の注文予約は可能です。入出金の操作はできません。
- ※ 取引時間外は価格配信を停止しており、注文は約定いたしません。指値・逆指値の注文予約とクイック入金は通常通り行えます。
- ※ 土曜・月曜のシステムメンテナンス中以外の時間帯はDMM CFD-Commodity取引画面にログイン、指値・逆指値等の注文ならびにクイック入金は可能ですが、約定はいたしません。
- ※ 市場が休場となる日（元旦、クリスマス等）又は実質的に取引市場が休止となる日、又は、システム障害時、その他当社が取引できないとした時間には取引・注文ができませんのであらかじめご了承ください。
- ※ 突発的なシステム障害以外の取引ができない日、又は取引時間が変更になる場合は、原則として事前に当社ホームページ上に掲載いたします。

## 1 2. 注文の種類

注文の種類は以下のとおりです。詳細は25ページのCFD取引に関する主要な用語をご覧ください。

- 成行 ● 指値 ● 逆指値（ストップ注文） ● IFD（イフダン）
- OCO（オーシーオー） ● IFO（IFD+OCO） ● トレール ● 時間成行

- ※ トレール注文は、モバイルからは行えません。
- ※ 成行注文又は逆指値注文は、取引画面の提示価格よりもお客様に不利な価格で約定することがあります。
- ※ 指値注文は注文された価格で約定されます。前日の終値と当日の始値が乖離する場合にも注文価格で取引が成立いたします。相場の状況によっては成行注文より不利な価格で約定します。
- ※ 逆指値注文は指定価格での約定を保証するものではありません。相場の状況によってはお客様が意図しない損失を被る可能性があります。
- ※ 指値注文及び逆指値注文は、当社提示レートが指定レートに達した場合に執行されますが、注文の組み合わせ等により、約定されない可能性があります。

## 1 3. 取引方法について

当社が提供するDMM CFD-Commodity取引はインターネットを通じ、各種端末にて行われます。従って、お客様は本取引を利用するにあたり、お客様の責任で以下に掲げる使用機器及び回線に関する推奨環境を準備する必要があります。また、当社の用意するサーバー上にある取引システム（以下「本取引システム」という。）を利用して行われることを原則とし、本取引システムの改変及び本取引システム以外の使用を禁止いたします。

Windows	XP, Vista (XP以上を推奨)
Macintosh	OS10
CPU	インテル® Pentium® II 450MHzまたは同等以上のプロセッサ PowerPC® G3 500MHz以上のプロセッサ インテルCore™ Duo 1.33GHz以上のプロセッサ 最新のプロセッサ (800MHz以上)
メモリ	512MB以上 (1GB程度のメモリを推奨)
ブラウザ	IE7.0以上 ・Firefox2以上 ・Safari3以上
モニター解像度	1280×960
その他ソフトウェア	Adobe (Macromedia) Flash Player 8.0以上 Adobe Reader 6.0以上 JAVA 1.5以上
インターネット回線	ブロードバンド回線以上
モバイル	docomo (90i, 700i以降) ・ au (W2x以降) Softbank (2G以降) ※最新機種については対応できない場合がございます。

#### 1.4. 証拠金

##### (1) 証拠金の差入れ

DMM CFD-Commodity取引の注文をするときは、(2)の証拠金必要額を、当社に差入れて頂きます。ただし、初回入金金は5万円以上となります。

##### (2) 証拠金必要額

証拠金必要額は注文時のレバレッジにより変動いたします。

レバレッジ10倍のとき約10%、20倍のとき約5%、25倍のとき約4%、50倍のとき約2%、100倍のとき約1%となります。よってUSD/JPY=90円の時、GOLD/USD (1,200.0) 100倍、1Lotを保有するのに必要な証拠金は1,080円となります。

##### (3) 不足金額の差入れ

マージンカットルールやロスカットルールがあっても、証拠金の額を上回る損失が生じることがあります。その場合、当該不足金額は現金で受渡日（発生日から起算して2営業日目）の正午までに当社に差入れてください。

なお、当社の定める期日までに不足金額の差入れがなされない場合には、年率14.6%の割合による遅延損害金を申し受けます。

## (4) 現金の引出し

証拠金預託額のうち、現金部分は、証拠金預託額が当初証拠金額を下回らない範囲で、引き出すことができます。出金は円貨のみの取扱となります。全額出金を除く出金のご依頼につきましては、2,000円以上とさせていただきます。

## (5) 評価損益及びスワップポイントの取扱い

当社が行う値洗いにより発生する評価損益及び建玉のロールオーバーに伴い発生するスワップポイントは、証拠金預託額に現金部分として加算又は減算されます。

## (6) 有価証券による充当

有価証券による充当はできません。

## (7) 追加証拠金の取扱い

毎営業日のマーケットクローズ後メンテナンス中の証拠金維持率判定において、証拠金維持率が100%を下回った場合、追加証拠金が発生します。追加証拠金が発生した場合は、当社は次の各号に定める事項を、お客様に通知することなく、当社所定の方法においてできるものとしします。

- (1) 新規取引の停止
- (2) 出金予約及び振替出金の停止
- (3) 全ての発注済みの未約定新規注文の取消
- (4) 出金予約済みの場合は、出金予約の取消

(出金予約の取消で、追加証拠金額が0円になった場合は追加証拠金のご入金はありません)。

追加証拠金が発生した場合は、お客様は以下の期日までに、以下のいずれかの方法で追加証拠金額を0円とする必要があります。

- (1) 追加証拠金額以上のご入金をすること。(FX口座からの振替入金、またはDMMCFD-Indexからの振替入金も含まれます。)
- (2) 未決済ポジションの全部を決済すること。
- (3) 未決済ポジションの一部決済、または、未決済ポジションの一部決済と追加証拠金額の一部入金により追加証拠金額を0円とすること。

※追加証拠金額は、お取引画面でご確認いただけます。

※相場変動等により証拠金維持率が100%以上に回復したとしてもマージンカットの対象外とはなりません。

追加証拠金発生日のマーケットクローズ後のメンテナンス開始前までに、追加証拠金額が0円とならない場合には、追加証拠金発生日の翌営業日のマーケットオープン後に、当社がお客様に事前に通知することなく、お客様の計算において、当社所定の方法で、当該ポジションを反対売買により強制決済(マージンカット)します。

ポジション持越日	追加証拠金発生日	入金（決済）期限日 （夏時間／冬時間）	マージンカット実行日
月曜日	火曜日	水曜日 5：50／6：50	水曜日
火曜日	水曜日	木曜日 5：50／6：50	木曜日
水曜日	木曜日	金曜日 5：50／6：50	金曜日
木曜日	金曜日	土曜日 4：50／5：50（注 1）	月曜日
金曜日	月曜日	火曜日 5：50／6：50	火曜日

※振込人名義相違、クイック入金エラー、銀行休業日等により入金期限までに入金当社で確認できない場合には、全ての未決済ポジションを反対売買によりマージンカットします。

※証拠金維持率が50%以下となった場合には、追加証拠金額に関わらず、全ての未約定注文の取消及び全ての未決済ポジションにロスカットルールが発動されます。

※マージンカットは、必ずしもお客様の損失を限定するものではありません。急激な相場変動など為替レートの状況によっては、損失の額がお客様の預託されている証拠金を上回り、証拠金残高がマイナスとなる場合があります。

※DMM CFD-Index、DMM CFD-Commodity取引の区分ごとにそれぞれ個別の管理となり、損益等は合算されません。マージンカットルールもそれぞれ個別に計算され執行されます。

（注1）金曜日マーケットクローズ後、翌週月曜日のマーケットオープン前までにご入金をいただきましても、翌週月曜日のマーケットオープン後にマージンカットします。

#### （8）ロスカットの取扱い

ロスカットラインである証拠金維持率が50%を下回った場合、全ての未約定注文を取り消し、即時にすべての未決済建玉をロスカットします。また、その損失の額が預入証拠金の額を上回ることがあります。なお、証拠金維持率は以下の式となります。

※ 証拠金維持率 = 純資産 ÷ ポジション必要証拠金 × 100

※ ロスカット作動時は、全ての受注注文が取り消されます。

※ 逆指値注文の設定した価格によっては、ロスカット注文を優先する場合があります。

※ ロスカットは、必ずしもお客様の損失を限定するものではありません。急激な相場変動など市場価格の状況によっては、損失の額がお客様の預託されている証拠金を上回り、証拠金残高がマイナスとなる場合があります。

DMM CFD-Commodity取引、DMM CFD-Index取引の区分ごとにそれぞれ個別の管理となり、損益等は合算されません。ロスカットルールもそれぞれ個別に計算され執行されます。システム障害等の原因により、予定された通りにロスカット取引の手続きが行われなかった場合、想定以上の損失が発生し、又は預かった証拠金以上の損失が発生するおそれがあり、また、その場合の原因が当社の責に帰すことができない事由については、免責とすることがあります。

## (9) 用語の説明

用語	説明
預託証拠金残高	決済済みで未受渡の金額を含む取引日基準の証拠金残高
ポジション必要証拠金	その時点のポジションを持つために必要な証拠金
注文証拠金	未約定の注文に係る証拠金
証拠金維持率	取引内容に対する証拠金の余力の割合
評価損益	その時点のポジションに対する未決済スワップポイントを含む評価額
建玉評価損	その時点のポジションに対する評価額（スワップポイント含まず）
建玉可能額	新規建玉に利用できる証拠金額
出金可能額	出金予約できる金額。但し決済済み未受渡決済益については受渡後に 出金可能となります。
純資産	預託証拠金に評価損益を加え、出金拘束金を差し引いた額
追加証拠金額	毎営業日の証拠金維持率判定において、証拠金維持率が100%を下 回った場合、発生するポジション必要証拠金の不足額をいいます。 ポジション必要証拠金額 - 純資産

## 15. 証拠金等の入金・出金

## (1) 証拠金等の入金

DMM CFD-Commodity取引のお取引に関して必要な証拠金は、DMM CFD-Index取引またはDMM FXの口座に送金した後、お客様のDMM CFD-Commodity取引口座への振替処理が必要となります。

入金は円貨のみの取扱いとなります。お客様による証拠金等の入金は、当社指定銀行口座への振込に限られます。当社指銀行口座に振り込まれた証拠金等については、かかる入金を当社が確認した時点でお客様の取引口座に反映されるため、振り込みから取引口座への反映までの間に一定の時差が生じる可能性がありますのでご注意ください。なお、当社指定口座銀行口座への振込の際の振込手数料はお客様負担といたします。

また、入金にはDMM FXの取引口座をお持ちで出金可能額がある場合は、振替入金を行うことができます。入金はクイック入金（オンライン入金）もご利用頂けます。ただし、クイック入金をご利用頂いた場合でも、即時に入金が反映されることを保証するものではありません。お客様の手続きが最後まで正しく完了しなかったこと又はシステムのエラー等により、口座への反映が翌営業日以降になる場合がありますので、ご注意ください。

入金頂く際の振込名義人は、本取引システムのお取引口座名義人と同一のものに限ります。

振込名義人とお取引口座名義人が相違することが判明した際は、本取引システムにおける入金処理及び売買発生後といえども当該振込入金の取り消しを行うこととします。これにより発生するリスクは全てお客様にご負担頂きますので、ご注意ください。

クイック入金、振替入金は定期メンテナンスを行う時間帯はご利用頂くことができません。又、システム障害の内容によってはご利用頂くことができない場合があります。なお当社指定口座への振入の際の振込手数料は、お客様負担といたします。ただし、クイック入金、振替入金をご利用の際の振込手数料は無料といたします。

※クイック入金とはオンラインにて当社提携金融機関よりお客様の口座に即座にお振込みができるサービスです。

※振替入金とは、お取引口座間の資金の出金可能額を振替ができるサービスです。

※クイック入金は即時入金を保証するものではなく、お客様による手続きや通信回線の状況等の不具合によっては入金翌営業日以降になることがあります。この場合に生じた損失、機会利益の逸失、費用負担については一切の責任を負いません。

## (2) 証拠金等の出金

DMM CFD-Commodity取引口座の出金可能額を出金する場合は、お客様がDMM CFD-IndexまたはDMM FX取引口座に出金可能額の振替処理を行った後、DMM CFD-Index取引口座よりご出金いただけます。

純資産が証拠金必要額を超えている場合は、余剰資金額の範囲内でお客様は超過分の全部又は一部の出金を依頼することができます。未受渡の金額については受渡完了まで出金することはできません。なお、出金が可能な額は、出金依頼時と実際の出金時の双方において判断させていただきます。従いまして、出金依頼後、出金が完了するまでに出金可能額が当該出金依頼額を下回った場合、出金を中止させていただきます。出金の手続きを取られた場合、出金依頼日から原則3営業日以内にお客様名義の指定銀行口座に送金いたします。出金時の振込手数料は当社で負担いたしますが、出金のお取り扱いには原則1日1回尚且つ2,000円以上の金額とさせていただきます。ただし、全額出金のご依頼の際はこの限りではありません。

## 16. 決済に伴う金銭の授受

差金決済のみ可能で、外国通貨による受渡はできません。

転売又は買戻しに伴うお客様と当社との間の金銭の授受は次の計算式により算出した金額を受渡します。

取引単位×約定価格差×取引数量+累積スワップポイント

(注) 約定価格差とは、転売又は買戻しに係る約定価格と当該転売又は買戻しの対象となった新規の買付取引又は新規の売付取引に係る約定価格との差をいいます。

## 17. 益金に係る税金

個人が行った店頭におけるDMM CFD-Commodity取引で発生した益金（売買による差益及び金利収益）は「雑所得」として総合課税の対象となりますので、雑所得が年間（1月1日から12月31日まで）20万円を越えた場合には、（例えば年間の給与収入額が2,000万円以下の方など、通常は確定申告の必要がない方であっても）確定申告する必要があります。

法人が行った店頭におけるDMM CFD-Commodity取引で発生した益金は、法人税に係る所得の計算上、益金の額に算入されます。

商品先物取引業者は、お客様にDMM CFD-Commodity取引で発生した益金の支払いを行った場合は、原則として、当該お客様の住所、氏名、支払金額等を記載した支払調書を当該金融商品取引業者の所轄税務署長に提出します。

法人が行った店頭におけるDMM CFD-Commodity取引で発生した益金の額に算入されます。

商品先物取引業者は、お客様にDMM CFD-Commodity取引で発生した益金の支払を行った場合は、原則として、当該お客様の住所、氏名、支払金額等を記載した支払調書を当該商品先物取引業者の所轄税務署長に提出します。

※詳しくは管轄の税務署や国税局タックスアンサー又は税理士等の専門家にお問い合わせください。

## 『損益計算の具体例』

計算式：

$$(\text{決済約定価格} - \text{新規約定価格}) \times \text{取引数量} \times \text{換算レート} = \text{損益}$$

資金 20 万円で「GOLD/USD」の価格が USD1350.0 の時 10 ロット (1 ロット=1 トロイオンス) レバレッジ 10 倍で新規買い注文が成立 (換算レートは USD/JPY=90 円)

レバレッジ 10 倍の必要証拠金：121,500 円

### ケース 1 (利益)

価格が USD1450.0 になったので反対売買 (売り決済)、利益確定した場合

$$(\text{USD1450.0} - \text{USD1350.0}) \times 10(\text{数量}) \times \text{換算レート } 90(\text{円}) = 90,000 \text{ 円}$$

売買手数料は無料のため上記が実質的な利益

純資産額は、20 万円+利益 9 万円=29 万円

### ケース 2 (損失)

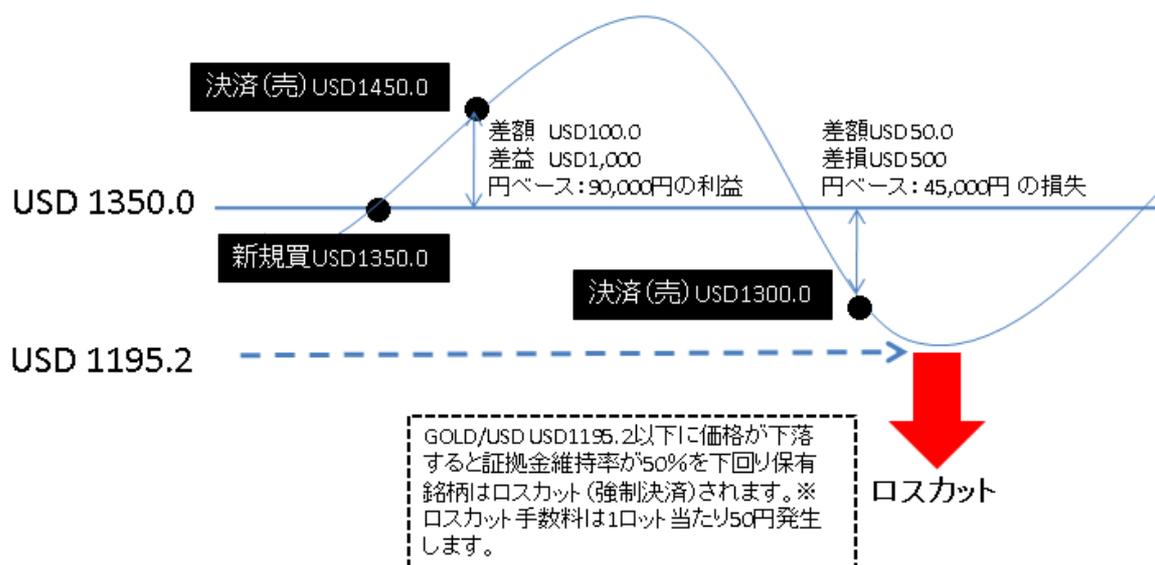
価格が USD1300.0 になり反対売買 (売り決済)、損失確定した場合

$$(\text{USD1300} - \text{USD1350.0}) \times 10(\text{数量}) \times \text{換算レート } 90(\text{円}) = -45,000 \text{ 円}$$

売買手数料は無料のため上記が実質的な損失額となります。

純資産額は、20 万円-損失 4.5 万円 =15.5 万円

<GOLD/USD>



## DMM CFD-Commodity 取引の手続きについて

お客様が当社とDMM CFD-Commodity取引を行われる際の手続きの概要は次のとおりです。

### 1. 取引の開始

#### a. 本説明書の交付を受ける

はじめに、当社から本説明書が交付されますので、DMM CFD-Commodity取引の概要やリスクについて十分ご理解のうえ、ご自身の判断と責任において取引を行う旨の確認書をご提出下さい。

#### b. DMM CFD-Commodity取引口座の設定

DMM CFD-Commodity取引の開始に当たっては、原則として当社Webサイト上のDMM CFD-Commodity取引お申込フォームに必要事項を入力頂き、DMM CFD-Commodity取引口座を設定して頂きます。その際、ご本人である旨の確認書類をご提示して頂きます。なお、当社では取引開始基準を設け、年齢・金融資産・取引経験等を勘案し、お取引口座開設につき当社で審査を実施させていただいた後に、当社が承諾した場合にのみお取引口座を開設させて頂きます。また、DMM CFD-Commodity取引並びにDMM CFD-Index取引両方の口座開設に同意して頂く必要があります。

### 2. 注文の指示事項

DMM CFD-Commodity取引の注文をするときは、当社の取扱時間内に、次の事項を正確に指示して下さい。

- a. 注文する銘柄
- b. 売付取引又は買付取引の別
- c. 注文数量
- d. 価格（成行、指値、逆指値等）
- e. 注文の有効期間
- f. その他お客様の指示によることとされている事項

### 3. 証拠金の差入れ

DMM CFD-Commodity取引の注文をするときは、当社に所定の証拠金を差し入れて頂きます。

### 4. 転売又は買戻しによる建玉の結了

建玉の反対売買に相当する取引が成立した場合には、転売又は買戻しとし、取引数量分が建玉から減少します。決済される建玉は、お客様の指示によります。同一の銘柄の売建玉と買建玉を同時に持つこと（「両建て」といいます。）は、可能ですが、両建ては、お客様にとって、アスク価格とビッド価格の差、証拠金を二重に負担すること、支払いの金利と受取りの金利の差を負担することなどのデメリットがあり、経済合理性を欠くおそれがあります。

5. 注文をした取引の成立

注文をしたDMM CFD-Commodity取引が成立したときは、7. に定める内容に従い当社は成立した取引の内容を明らかにした取引報告書を電磁的方法により交付いたします。

6. 手数料

取引管理費、取引手数料は無料です。ただし「ロスカットルール」に従い当社が決済する場合は、1Lotあたり50円を手数料として徴求いたします。

7. 取引残高、建玉、証拠金等の報告

当社は、取引状況をご確認頂くため、お客様の成立した取引の内容並びに報告対象期間の末日における建玉、証拠金及びその他の未決済勘定の現在高を記載した取引残高報告書を取引システムよりダウンロードして閲覧する方法でお客様に報告いたします。

8. その他

当社からの通知書や報告書の内容は必ずご確認のうえ、万一、記載内容に相違又は疑義があるときは、コンプライアンス部に直接ご照会下さい。

その他DMM CFD-Commodity取引の仕組み・取引の手続き等について、ご不明な点やご質問がございましたら、当社カスタマーサポートまでお尋ね下さい。

## DMM CFD-Commodity取引行為に関する禁止行為

商品先物取引業者、商品先物取引法により、顧客を相手方としたDMM CFD-Commodity取引、又は顧客のためにDMM CFD-Commodity取引の媒介、取次ぎ若しくは代理を行う行為（以下、「DMM CFD-Commodity取引行為」といいます。）に関して、次のような行為が禁止されていますので、ご注意ください。

- a 顧客に対し、不確実な事項について断定的判断を提供し、又は確実であると誤認させるおそれのあることを告げてDMM CFD-Commodity取引等の勧誘をすること。
- b DMM CFD-Commodity取引契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げること。
- c DMM CFD-Commodity取引等の申込みを行わない旨の意思（申込みの勧誘を受けることを希望しない旨の意思を含む。）を表示した顧客に対し、DMM CFD-Commodity取引等の申込みの勧誘をすること。
- d 顧客に対し、迷惑を覚えさせるような仕方でDMM CFD-Commodity取引等の申込みの勧誘をすること。
- e 商品取引契約の締結の勧誘に先立って、顧客に対し、自己の商号及びDMM CFD-Commodity取引等の勧誘である旨を告げた上でその勧誘を受ける意思の有無を確認することをしないで勧誘すること。
- f DMM CFD-Commodity取引契約（当該DMM CFD-Commodity取引契約の内容その他の事情を勘案し、顧客等の保護を図ることが特に必要なものとして政令で定めるものに限る。）の締結の勧誘の要請をしていない顧客に対し、訪問し、又は電話をかけて、DMM CFD-Commodity取引契約の締結を勧誘すること（顧客等の保護に欠け、又は取引の公正を害するおそれのない行為として主務省令で定める行為を除く。）。
- g 顧客等の指示を遵守することその他のDMM CFD-Commodity取引契約に基づく顧客等に対する債務の全部又は一部の履行を拒否し、又は不当に遅延させること。
- h 顧客の指示を受けないで、顧客の計算によるべきものとして取引をすること
- i DMM CFD-Commodity取引等につき、顧客（特定顧客及び特定当業者を除く。）に対し、取引単位を告げないで勧誘すること。
- j DMM CFD-Commodity取引等につき、転売又は買戻しにより決済を結了する旨の意思を表示した顧客に対し、引き続き当該取引を行うことを勧めること。
- k DMM CFD-Commodity取引等又はこれらに係る勧誘に関して、重要な事項について誤解を生ぜしめるべき表示をすること。
- l DMM CFD-Commodity取引契約の締結を勧誘する目的があることを顧客（特定顧客及び特定当業者を除く。）にあらかじめ明示しないで当該顧客を集めて当該DMM CFD-Commodity取引契約の締結を勧誘すること。

- m DMM CFD-Commodity 取引等に関し、受渡状況その他の顧客に必要な情報を適切に通知していないと認められる状況において、商品先物取引業に係る行為を継続すること。
- n 商品先物取引業に係る電子情報処理組織の管理が十分でないとして認められる状況にあるにもかかわらず、商品先物取引業を継続すること。
- o 個人顧客を相手方として DMM CFD-Commodity 取引を行う場合において、当該個人顧客がその計算において行った DMM CFD-Commodity 取引を決済した場合に当該個人顧客に生ずることとなる損失の額が、当該個人顧客との間であらかじめ約した計算方法により算出される額に達する場合に行うこととする DMM CFD-Commodity 取引の決済（以下、ロスカット取引という。）を行うための十分な管理体制を整備していない状況にあるにもかかわらず、商品先物取引業を継続すること。
- p 個人顧客を相手方として DMM CFD-Commodity 取引を行う場合において、当該 DMM CFD-Commodity 取引について、ロスカット取引を行っていないと認められる状況にあるにもかかわらず、商品先物取引業を継続すること。
- q 個人顧客を相手方として DMM CFD-Commodity 取引を行う場合において、当該商品先物取引業者が当該個人顧客から預託を受けた取引証拠金等の額に当該 DMM CFD-Commodity 取引を決済した場合に顧客に生ずることとなる利益の額を加え、又は当該 DMM CFD-Commodity 取引を決済した場合に顧客に生ずることとなる損失の額を減じて得た額（が約定時必要預託額に不足するにもかかわらず、直ちに当該個人顧客にその不足額を当該商品先物取引業者に預託させることなく、当該 DMM CFD-Commodity 取引を行うこと。
- r 個人顧客を相手方として DMM CFD-Commodity 取引を行う場合において、その営業日ごとの一定の時刻における当該 DMM CFD-Commodity 取引に係る取引証拠金等の実預託額が維持必要預託額に不足するにもかかわらず、速やかに当該個人顧客にその不足額を当該商品先物取引業者に預託させることなく、当該 DMM CFD-Commodity 取引を行うこと。
- s 個人顧客を相手方として DMM CFD-Commodity 取引を行う場合において、当該個人顧客（特定顧客を除く。以下この号において同じ。）に対し、当該個人顧客が行う DMM CFD-Commodity 取引の売付け又は買付けその他これに準ずる取引と対当する取引（これらの取引から生じ得る損失を減少させる取引をいう。）の勧誘その他これに類似する行為をすること。
- t 個人顧客を相手方として DMM CFD-Commodity 取引を行う場合において、売付けの価格（価格に相当する事項を含む。）及び買付けの価格（価格に相当する事項を含む。）の双方がある場合に、これらの価格を同時に提示しないこと。
- u 個人顧客を相手方として DMM CFD-Commodity 取引を行う場合において、商品先物取引業者が顧客の取引時に表示した価格又は価格に相当する事項を、当該価格又は価格に相当する事項の提示を要求した当該顧客に提示しないこと。

## DMM CFD-Commodity取引及びその受託に関する主要な用語の定義

 相対取引（あいたいとりひき）

商品先物業者がお客様に対する取引の相手方となる取引。店頭取引ともいう。

 アスク—ASK

商品先物取引業者が価格を示して特定数量の商品を売り付ける旨の申出をすることをいいます。お客様はその価格で買い付けることができます。

 I F D注文（いふだんちゅうもん）

優先順位にある2つの注文を同時に発注することで、新規注文と決済注文を同時に発注することができる注文方法のことをいいます。新規注文が約定したあとに、決済注文が有効になります。

 I F O注文（いふだんおーしーおーちゅうもん）

I F D注文とOCO注文を組み合わせた注文方法のことをいいます。I F D注文の決済注文をOCO注文で発注することができます。

 売建玉（ポジション）（うりたてぎよく）

売付取引のうち、決済が終了していないものをいいます。

 売戻し（うりもどし）

買建玉（ポジション）を仕手舞う（買建玉（ポジション）を減じる）ために行う売付注文をいいます。

 OCO注文（おーしーおー）

同順位の2つの注文を同時に出して、一方が成立したら、もう一方が自動的にキャンセルされる注文。

 買建玉（ポジション）（かいたてぎよく）

買付取引のうち、決済が終了していないものをいいます。

 買戻し（かいもどし）

売建玉（ポジション）を仕手舞う（売建玉（ポジション）を減じる）ために行う買付注文をいいます。

 カバー取引（かばーとりひき）

商品先物引業者がお客様を相手方として行う店頭商品デリバティブ取引の価格変動によるリスクの減少を目的として、当該店頭商品デリバティブ取引と取引対象銘柄、売買の別等が同じ市場デリバティブ取引または他の商品先物取引業者その他の者を相手方として行う店頭商品デリバティブ取引をいいます。

 逆指値注文（ぎゃくさしねちゅうもん）

逆指値注文は指定レートでの約定を保証するものではありません。相場の状況によってはお客様が意図しない損失を被る可能性がございます。現在のレートよりも不利なレートで発注することをいいます。現在のアスクより高い価格で買う、又は、現在のビッドより安い価格で売る注文になります。指定したレートに到達した時点で成行注文になり、売買する注文方法のことをいいます。市場の状況により、約定価格は注文価格と乖離することがあるので注意が必要です。

 商品先物取引業者（しょうひんさきものとりひきぎょうしゃ）

店頭商品デリバティブ取引を含む商品取引を取り扱う業務について、商品先物取引法による登録を受けた者をいいます。

指値（さしね）

ある価格を指定して行う注文。取引は注文価格で約定されます。週明けで取引価格が前週末に比べて大きく変動した時には注意が必要です。

差金決済（さきんけっさい）

現物の受渡を行わずに、反対売買による差金の授受によって決済すること。

時間成行注文（じかんなりゆきちゅうもん）

成行注文が執行される時刻を指定することができる注文方法のことです。（価格を指定することはできません。）また、指値・逆指値で時間成行オプションを使って注文すると、指定時刻までに指値・逆指値が成立しなかった場合、自動的に成行注文に切り替わり、その時刻の価格で注文を執行する取引方法となります。

証拠金（しょうこきん）

先物やオプション取引等の契約義務の履行を確保するために差し入れる保証金をいいます。

スリッページ—Slippage

成行注文や指値注文が成立する時に、注文時の表示価格と実際の約定価格との差額をいいます。成行注文ではあらかじめ許容範囲を設定することも可能です。

スポット（取引） — Spot

直物取引のことをいう。DMM CFD-Commodity取引においては、契約成立から2営業日以内の取引となる。

建玉（ポジション）（たてぎよく）

ポジション。売買契約成立後、未決済の契約のこと。

追加証拠金（つかいしょうこきん）

毎営業日の証拠金維持率判定において、証拠金維持率が100%を下回った場合、発生するポジション必要証拠金の不足額をいいます。

店頭デリバティブ取引（てんとうでりばていぶとりひき）

金融商品取引所が開設する取引所金融商品市場および外国金融商品市場によらずに行われるデリバティブ取引をいいます。

成行注文（なりゆきちゅうもん）

注文価格を指定しないで出す注文方法です。買い注文であればアスク以上、売り注文ではビッド以下の約定となります。（急激な相場変動或は通信回線の状況等により、必ずしも発注時の表示価格で約定を保障するものではありません。）

値洗い（ねあらい）

建玉（ポジション）について、毎日の市場価格の変動に伴い、評価替えする手続きを値洗いといいます。

ビット—Bid

商品先物取引業者が価格を示して特定数量の商品を買い付ける旨の申出をすることをいいます。お客様はその価格で売り付けることができます。

分離保管 (ぶんりほかん)

商品先物取引業者が顧客から預った証拠金その他の資産を、商品先物取引業者の資産と明確に分離して保管すること。

ヘッジ取引 (へっじとりひき)

現在保有又は将来保有する予定の資産・負債の価格変動によるリスクを減少させるために、当該資産・負債とリスクが反対方向の建玉を商品取引所商品や店頭市場で設定する取引をいいます。

マージンカット—Margin cut

追加証拠金発生日のマーケットクローズ後のメンテナンス開始前までに、追加証拠金額が0円とならない場合に、追加証拠金発生日の翌営業日のマーケットオープン後に、お客様の全ての未決済ポジションを反対売買により強制決済することをいいます。

約定 (やくじょう)

取引が成立することをいいます。

両建て (りょうだて)

同一の商品の売建玉 (ポジション) と買建玉 (ポジション) を同時に持つことをいいます。

レバレッジ効果 (ればれっじこうか)

少ない資金で大きな取引を行うこと。結果として投資した資金に対する損益の比率が大きくなります。

ロスカット (ろすかっと)

お客様の損失が所定の水準に達した場合、取引業者がリスク管理のため、お客様の建玉を強制的に決済することをいいます。

限月

先物取引の期限が満了 (取引期限) となる月のこと。期限が満了となる月の中で最も期限日が近い限月のことを一番限 (当限、期近限月)、次に期限日が近い限月のことを二番限という。取引の期限が違っている複数の限月が、それぞれで違う価格で取引されている。

LIBOR (ライボー)

ロンドン銀行間出し手金利。(銀行間において短期の資金を貸し出す際の金利)

トロイオンス (Troy Ounce)

貴金属 (金や銀) の重量単位。1 トロイオンスは約 31.1 グラム。

バレル (Barrel)

原油の計量に用いられる質量単位。1 バレルは約 159 リットル。

コンバージョン

他の通貨への両替。米ドルで発生した損益を日本円にコンバージョン (両替取引) を行うこと。

価格調整額

OIL/USD の取引において当社が定める日において提示する限月の交代を行ない、1 番限と 2 番限の価



平成23年5月14日 改訂